(仮称)大和市障がい者福祉計画(案)

(障がい者福祉計画・障がい福祉計画)

平成 27 年 3 月 大 和 市

◆障がい者の表記について

「障がい者」の表記は、基本的には年齢の区別なく「障がい者」と表記していますが、児童を対象とした施策、制度、事業については、「障がい児」「発達に不安のある子ども」「配慮の必要な子ども」等の表記をしています。

また、障がい者の範囲は、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」(障害者基本法第2条)とします。今後、障がいの範囲の見直し等について、国の動向をふまえながら対応を図ってまいります。

「障がい」の表記について

本計画では、本市の考え方に基づき「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、障がい者の人権をより尊重すること、「差別感」「不快感」をもつ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重すること、また、ノーマライゼーション¹社会の実現に向け、市民の意識醸成にもつながることから、「障害」を「障がい」と可能な限り表記することとしています。

ただし、法令や法令上の規定、固有名詞等は漢字で表記しています。

((表紙・裏表紙の絵は、○○○の利用者の方々が描いた作品です))

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会とする考え方。

¹ ノーマライゼーション

市長挨拶文

大和市障がい者福祉計画 (障がい者福祉計画・障がい福祉計画)

目 次

1章. 策定の背景と目的	5
1. 障がい者の福祉に関する動向	5
1) 国際的な動向	5
2)国の動向	5
3)神奈川県の動向	7
4)本市の動向 ~障がい者福祉施策に関する計画的推進の歩み~	8
2. 障がい者福祉計画・障がい福祉計画について	10
3. 計画の目的	10
4. 計画の位置づけ	10
5. 計画の期間	11
1)障がい者福祉計画(平成27年度~30年度)	11
2) 障がい福祉計画(第4期)(平成27年度~29年度)	11
6. 計画の推進体制	12
1)計画の推進体制	12
2)計画の進行管理及び評価	12
2章. 市の現状と課題	13
1. 大和市の人口の推移	13
2. 大和市の障がい者数	15
3. 大和市の障がい児の状況	21
3章. 計画の理念	23
1. 基本理念	23
2. めざすまちの姿	24
4章. 障がい者福祉計画	25
1. 障がい者福祉計画の施策体系	25
2. 障がい者福祉計画の方針及び施策	27
1)個人の尊重(権利擁護と差別の解消)	27
2)支え合いによる地域福祉の推進(地域の受け皿づくり)	35
3)ライフステージに応じた生活の支援(親なき後の生活支援)	45
4)地域生活移行の推進	74
5)快適な生活空間の整備	76
5章. 障がい福祉計画	79
1. 計画の策定にあたって	79
1) 第4期障がい福祉計画に定める事項	79
2) 第4期障がい福祉計画策定のポイント	79
3)計画の期間	79

	2. 🗄	†画の方針	80
	1)	基本的な考え方	80
	2)	福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値	80
	3)	地域生活支援拠点等の整備に関する目標	81
	4)	福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値	82
	3. 指	f定障害者福祉サービス・指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み	83
	1)	訪問系サービス	83
	2)	日中活動系サービス	83
	3)	居住系サービス	84
	4)	計画相談支援	85
	5)	障がい児対象	85
	4. 划	也域生活支援事業の内容及び必要量の見込み	87
	1)	相談支援事業	87
	2)	意思疎通支援事業	88
	3)	日常生活用具給付等事業	89
	4)	移動支援事業	89
	5)	地域活動支援センター	89
	6)	日中一時支援	90
	7)	訪問入浴サービス	90
	5. E]標値と必要量を確保するための方策	91
	1)	新たな障害福祉サービスへの円滑な移行促進	91
	2)	障害福祉サービス提供事業者の育成	91
	3)	近隣市町村等との広域的な連携	91
次	2 11/N 47	5 #	00
貝			
	-	・フケート調質結果 当事者アンケート	93
		- 一般市民アンケート	
	-	:アリング調査結果 * まけたも	
		食討体制	
		元子経過	
	り . ブ	「和市障がい者福祉計画審議会委員名簿1	00

大和市障がい者福祉計画 (障がい者福祉計画・障がい福祉計画) 1章. 策定の背景と目的

1. 障がい者の福祉に関する動向

1) 国際的な動向

昭和56 年、国連は「完全参加と平等」をテーマとして、この年を国際障害者年としました。 その後は、昭和58 年から平成4 年までを「国連・障害者の十年」と定め、障がい者の人権を 基礎にすえた活動を展開してきました。この期間に各国の障がい者施策は進展し、障がい者関 係のNGO²活動なども活性化してきました。これらの取り組みでは、障がい者が社会を構成す る一員として、障がいのない人たちと同じように、社会のあらゆる活動に参加することが目標 とされてきました。

「国連・障害者の十年」の後、各国関係者の間で障がい者の権利に関する条約への期待は高まりを続け、平成13年、第56回国連総会で「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的総合的な国際条約」決議案がコンセンサスで採択されました。その後は国連アドホック委員会での検討が進められ、平成18年、国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され平成20年から発効しています。平成24年にはアジア太平洋障害者の十年(2013-2022)の行動計画である「アジア太平洋障害者の権利を実現する仁川(インチョン)戦略3」が採択されています。

2) 国の動向

わが国でも昭和57 年に「国連・障害者の十年」の国内行動計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定されて以降、障がい者に関する施策の充実が進められてきました。

平成2 年には、いわゆる福祉関係8 法の改正によって、「保護救済型」の福祉から「自立支援型」の福祉への転換の方向性が示されるとともに、平成7 年の「障害者プラン〜ノーマライゼーション*7 か年戦略」では、障がい者の地域での生活を支える地域福祉の考え方が基本的な視点とされました。

平成12 年には措置制度の見直しや社会福祉事業のあり方、地域福祉の計画的推進など、多くの改正点を含んだ「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、また、介護の社会化を理念とする「介護保険法」が施行されました。

こうした福祉に関する考え方や社会福祉制度の大幅な転換を受け、障がい者の福祉サービス

-

² NGO

非政府組織。「Non-Governmental Organization」の略。営利を目的とせず、公益的な活動を自主・自発的に行う政府以外の団体のこと。

³ アジア太平洋障害者の権利を実現する仁川(インチョン)戦略 「アジア太平洋の十年(2013-2022)」の行動計画として、国連アジア太平洋経済社会委員会にて採択されたもの。これは、測定可能な指標を用いて評価することで、進捗状況の測定を容易にし、実施のスピードを速めるためのものです。障がい施策に関する 10 の目標、期間内に達成すべき 27 のターゲット、及びその進捗を確認するための 62 の指標が設定されています。

も、自立支援と地域での生活の実現を理念とした制度に変わってきています。障がい当事者の 主体性や意向を尊重する観点から、平成15 年に支援費制度⁴の導入、平成18 年に「障害者 自立支援法⁵」が施行し、利用者と事業者との契約に基づくサービスが展開されるようになり ました。

平成 19年に、国際連合本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」に署名しました。 この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を 促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約で、障 がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の権利・尊厳を守ることをうたったもので、市 民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、 様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めています。

その後、障害者権利条約6の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 23 年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」(障害者の権利に関する条約第2条)とする障がい者に対する合理的配慮7の概念が盛り込まれました。

さらに平成 25 年には、障がい者の範囲に難病患者等の追加、重度訪問介護の対象拡大、ケアホーム⁸のグループホーム⁹への一元化など、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社

4支援費制度

障がい者自らがサービスを選択し、サービスを提供する事業者との契約によりサービスを利用する仕組み。障がい者の自己決定を尊重し、利用者の立場に立った福祉制度を構築するために設けられ、平成 15 年度から平成 17 年度まで実施された制度。対象となるサービスは、身体障がい者、知的障がい者、障がい児の居宅サービスと施設サービスとなる。

5障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援するという目的で、障害者基本法の基本的理念に基づき、これまで身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者などの障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、平成 18 年に施行された法律。

6障害者権利条約

「障害者の権利に関する条約」の略称。障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約。平成18年12月13日に国連総会において採択され、平成20年年5月3日に発効した。我が国は平成19年9月28日にこの条約に署名し、平成264年1月20日に批准書を寄託。同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生した。

7合理的配慮

障害者権利条約では、障がいに基づく差別として「あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む)」という書き方で、合理的な配慮がなされないときは差別とする、としている。JDF(日本障がいフォーラム)の解説本には、「障がい者一人一人の必要を考えて、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うことが、合理的配慮です」と解説されている。

8 ケアホーム((旧)共同生活介護)

障害者総合支援法により、平成26年4月1日から、ケアホームはグループホームに一元化された。 ゲループホーム(共同生活援助)

障がい者が地域で共同生活をする場で、主に夜間や休日に、利用者の相談や日常生活上の援助が 提供される施設。相談等の日常生活上の援助が必要な障がい者を対象とする。

会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法¹⁰)」に改正され、平成 25 年度及び平成 26 年度の 2 段階で施行されました。

その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 24 年 10 月)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 25 年 4 月)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年 6 月)が制定されるなど、この 10 年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定されています。

「障害者の権利に関する条約」

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を 促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める 条約で、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の権利・尊厳を守ること をうたったもので、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保 障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための 取組を締約国に対して求めています。

(平成19年署名、平成26年批准)

3)神奈川県の動向

神奈川県は、昭和59 年に「障害福祉長期行動計画」を策定後、平成6 年に「完全参加と平等」を掲げた、10 年間の計画である「第二次障害福祉長期行動計画」を策定しました。

平成16 年に策定された「かながわ障害者計画」では、障がい者の社会への「完全参加と平等」の理念を継承しつつ、「障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる、『ともに生きる福祉社会かながわ』の実現」のための指針を示しています。

また、平成18 年には、「かながわ障害者計画」と「障害福祉計画」の二つの計画の考え方をつなぐ「かながわの障害福祉グランドデザイン」を策定しました。

その後、平成25年度に「かながわ障害者計画」が策定され、障がい者の自立と社会参加の 支援等に向けた施策の一層の推進を図り、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心し て暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指しています。

_

¹⁰障害者総合支援法

[「]障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。平成25年4月1日に施行された法律。正式な法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

4) 本市の動向 ~障がい者福祉施策に関する計画的推進の歩み~

(1) 障がい者福祉施策の計画化

本市では、障がい者福祉施策を計画的、総合的に推進するために、平成9年に「障害者福祉計画」(計画期間:平成9年度~平成12年度)を策定しました。平成13年に同計画を改定(計画期間:平成13年度~平成17年度)し、「障害者の自立への支援」、「主体性・選択性の尊重」、「地域福祉の向上」を基本理念として、障がい者の福祉に取り組んできました。

(2) 計画策定の経緯

平成18 年4 月に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別によらない共通の制度とし、 地域生活への移行や就労を進め、福祉や公費医療負担制度などサービスを一元的に提供する制度としました。

これを受け、本市では、平成19 年3 月に障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者自立 支援法に基づく障害福祉計画を一体的な計画としてまとめ、基本目標を「一人ひとりが大切に されるまちをつくる」とした、「やまとハートフルプラン」(計画期間:平成19 年度~平成 20 年度)を策定し、障がい者の福祉施策を積極的に推進してきました。

平成21 年度については、障がい者計画と障がい福祉計画の新計画が策定されるまでの間、 前計画を延長し、障がい福祉計画における目標値等について、平成20年度に暫定的に整理を 行いました。

平成21 年度の障害者自立支援法の見直しへの対応と、障害者計画と障害福祉計画の調和を 考慮し一体的に策定することが望まれることから、「大和市障がい者福祉計画」の名称で、こ の二つの計画を、平成22 年度以降の計画として策定しました。平成25年には障害者自立支 援法が障害者総合支援法にかわるとともに、この計画の計画期間である平成26年を迎えるこ とから、「第8次大和市総合計画」並びに国の「障害者基本計画」及び「かながわ障害者計画」 を踏まえ、「大和市障がい者福祉計画」を策定することとしました。

【障がい福祉施策に関する主な法律の施行等】

ŕ	Į.	主な法律の施行等	内容
2007	平成 19 年	「障害者の権利に関する条約」 署名	障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
2010	平成 22 年	「障害者自立支援法」「児童福 祉法」の一部改正	発達障がいが、障害者自立支援法及び児童福祉法の対象に なることが明確化
2011	平成 23 年	「障害者基本法の一部を改正 する法律」施行	障がい者の権利擁護を目指し、国や企業などに対し、障がいがある人の社会参加を妨げたり日常生活を制約したりする「社会的障壁」を取り除くよう求める
2012	平成 24 年	「障害者虐待の防止、障害者の 養護者に対する支援等に関す る法律」施行	障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を 講じるための法律
2013	平成 25 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行(一部は平成 26 年施行)	障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など
2013	平成 25 年	「国等による障害者就労施設 等からの物品等の調達の推進 等に関する法律」施行	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど
2013	平成 25 年	「障害を理由とする差別の解 消の推進に関する法律」成立 (平成 28 年 4 月施行予定)	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど
2014	平成 2014 26年	「障害者の権利に関する条約」 批准	障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定

2. 障がい者福祉計画・障がい福祉計画について

「障がい者福祉計画」は、本市の障がい者のニーズや課題をまとめるとともに、取り組むべき施策の方向性について定めており、障がい者施策全般にわたる基本計画としての性格を有しています。

「障がい福祉計画」は、地域の実情に合わせて、自立支援給付や地域生活支援事業を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標やサービスの見込み量などを定めており、実施計画としての性格を有しています。

本市では、この両計画が調和のとれた一体的な計画となるよう「大和市障がい者福祉計画」として策定を進めます。

3. 計画の目的

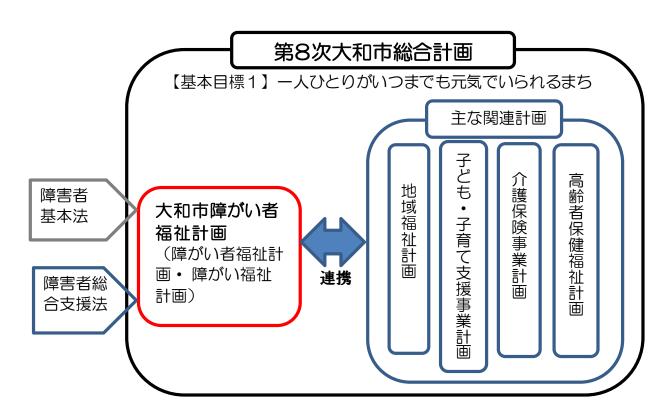
市民一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもと、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を実現するために、本市における障がい福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を着実に推進していくことを目的として策定するものです。

4. 計画の位置づけ

市町村における障がい者の福祉に係る計画には、障害者基本法第11条の規定に基づく「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」の2つの法定計画があります。本計画における「障がい者福祉計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と位置づけ、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と位置づけます。

また、本計画は、本市の市政運営における基本的な計画である「第8次大和市総合計画」や「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画(次世代育成支援計画)」「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」等と整合を図るとともに、障害者基本法の理念や国の障害者基本計画、かながわ障害者計画などの上位計画を踏まえて策定します。

図)計画間の関係イメージ



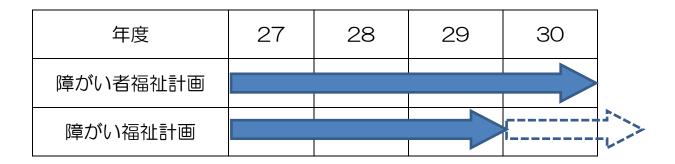
5. 計画の期間

1) 障がい者福祉計画(平成27年度~30年度)

平成 25 年 9 月に策定された国の障害者基本計画、平成 26年 3 月に策定された県のかながわ障害者計画の期間が、10 年間から 5 年間へ変更されたところではありますが、大和市は第 8 次大和市総合計画の計画期間に合わせ 4 年間とします。

2) 障がい福祉計画(第4期) (平成27年度~29年度)

障害福祉計画については、障害者総合支援法に基づく基本指針により3年間と規定されているため、3年間とします。



6. 計画の推進体制

1)計画の推進体制

(1)計画の推進体制

障がい者福祉施策は、広範囲な分野にわたることから、本計画を推進していくにあたり、 庁内関係部局、関係機関等と連携を図りながら、総合的に取り組みます。また、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる「大和市障害者自立支援協議会¹¹」や当事者団 体等との連携をさらに強化するとともに、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事 項の検討・進行管理に努めます。

(2) 障害保健福祉圏域における連携

必要な障がい福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市との連携を図り施策の推進に努めます。

2) 計画の進行管理及び評価

この計画に掲げた施策の進行管理は、本計画の施策やサービスの実効性を高めるため「大和 市障害者自立支援協議会」にて PDCA サイクルに基づいた検討を行い、その意見を踏まえ計 画の全体的な調整は「大和市障がい者福祉計画審議会」で行います。また、庁内において施策 の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

障がい福祉計画については、国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、平成29年度末の目標値の達成状況を点検及び評価し、計画の見直しを実施します。

また、障がいのある人のニーズや社会経済状況等の変化等を踏まえて、必要に応じ、計画を 見直すこととします。

-

¹¹障害者自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がい者当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

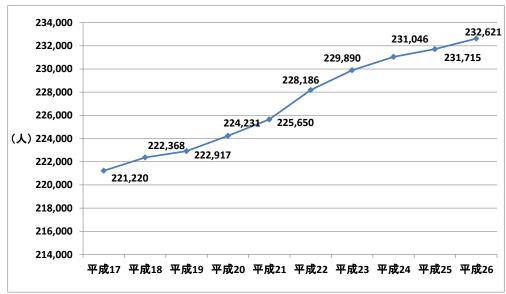
2章. 市の現状と課題

1. 大和市の人口の推移

本市の人口は、市制施行以来一貫して増加してきましたが、将来人口の推計では、平成33年に235,298人となり、人口増加のピークを迎えるものと予測されています。

大和市の人口の推移

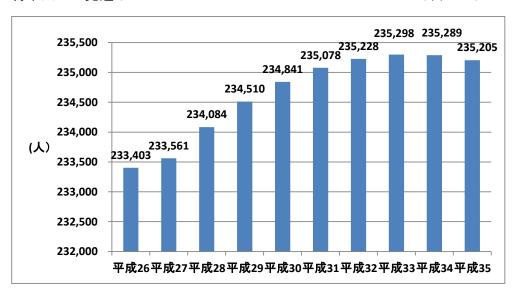
各年10 月末現在(単位:人)



※「人口」は平成17 年、22 年は国勢調査。国勢調査中間年における人口は、国政調査結果を基準として、住民移動等を基に算出した推計人口(大和市総務部総務課推計/各年10 月1 日現在)。

将来人口の見通し

(単位:人)



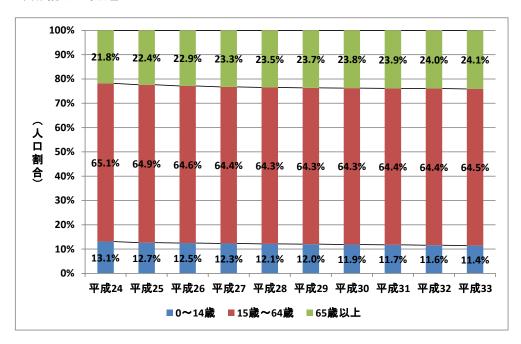
資料)第8次大和市総合計画 後期基本計画

人口構造の少子高齢化は、本市でも年々進んでいくと考えられます。

年少人口(0~14歳)は、平成24年の13.1%から平成33年には11.4%へと減少し、 老年人口(65歳以上)は、平成24年の21.8%から平成33年には24.1%まで増加し、4人 に1人が65歳以上の市民になると予測されています。

年齢構成の見通し

(単位:人)



資料)第8次大和市総合計画 後期基本計画

2. 大和市の障がい者数

1)障害者手帳所持者数の推移

平成26 年の身体障害者手帳所持者は5,747人、療育手帳所持者(知的障がい者)は1,481 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,238人でした。

平成17年以降の手帳所持者数は増加傾向にあり、身体障がい者数は1.3 倍、知的障がい者数は1.6倍、精神障がい者数は2.8倍となっています。

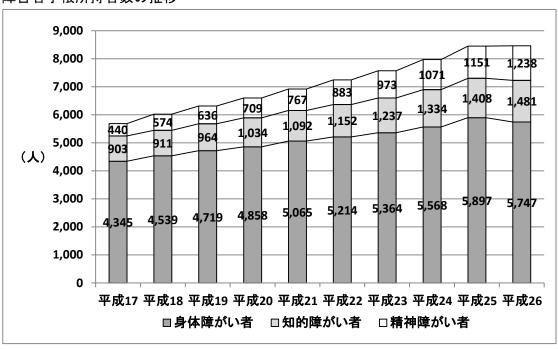
障害者手帳所持者数の推移 (児童含む)

各年3月末現在(単位:人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
身体 障がい者	4,345	4,539	4,719	4,858	5,065	5,214	5,364	5,568	5,897	5,747
知的 障がい者	903	911	964	1,034	1,092	1,152	1,237	1,334	1,408	1,481
精神 障がい者	440	574	636	709	767	883	973	1071	1151	1,238
人口(参考)	220,339	221,472	222,515	223,296	224,894	225,875	228,923	230,439	231,040	232,280

資料)大和市「保健と福祉」各年版

障害者手帳所持者数の推移



2) 身体障がい者(身体障害者手帳所持者)

平成26年の身体障害者手帳所持者数は、5,747人でした。平成17年からみると、1.3倍の 増加となっています。

障がい程度の構成比は、重度者(1級・2級)が53.9%と半数を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移(児童含む)

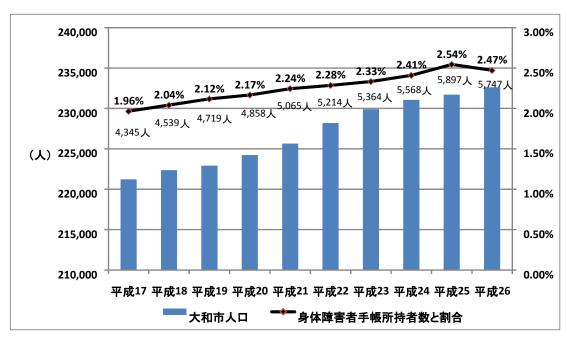
各年3月末現在(単位:人)

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
1級	1,494	1,570	1,658	1,735	1,817	1,883	1,932	2,029	2,182	2,128
2級	868	892	923	923	948	966	999	1009	1024	968
3級	618	647	671	697	719	736	743	780	815	800
4級	878	926	966	1,008	1,062	1,112	1,158	1,212	1,302	1,300
5級	247	258	257	253	267	273	274	264	273	264
6級	240	246	244	242	252	244	258	274	301	287
合計	4,345	4,539	4,719	4,858	5,065	5,214	5,364	5,568	5,897	5,747

資料)大和市「保健と福祉」各年版

身体障害者手帳所持者数の推移 各年4月1日現在

(単位:人・%)



障がい部位別にみると、平成26年では、肢体不自由者が3,083 人で、全体の5割を占めています。その次に、内部障害¹²、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語機能障害の順に多くなっています。内部障害は過去10 年間で1.6 倍に増加しています。

障害部位別数 (児童含む)

各年3月末現在(単位:人)

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
視覚	256	266	269	264	275	276	271	345	359	356
聴覚	310	322	322	322	327	327	353	414	434	450
平行機能	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1
音声言語	42	45	47	47	46	44	46	83	87	56
肢体 不自由	2,635	2,741	2,849	2,927	3,063	3,176	3,242	3,020	2,940	3,083
心臓	539	571	601	638	673	697	745	841	859	862
じん臓	334	350	377	395	418	428	428	520	559	567
呼吸器	64	67	77	73	65	67	65	82	77	66
膀胱又は 直腸	163	175	175	189	195	197	203	246	275	229
小腸	1	1	1	1	1	1	2	4	5	5
肝臓							8	12	13	60
その他									288	12
合計	4,345	4,539	4,719	4,858	5,065	5,214	5,364	5,568	5,897	5,747

資料)大和市「保健と福祉」各年版

3) 知的障がい者(療育手帳所持者)

平成26年の療育手帳の所持者数は、1,481人でした。平成17年に対し、1.6倍の増加となっています。平成17年からの動向をみると、最重度者、重度者の数が1.2倍程度であったのに対して、中度者は237人から386人に増加(1.7 倍)、軽度者は206人から515人に増加(2.5 倍)しています。

療育手帳所持者数 (知的障がい者) の推移 (児童含む)

各年3月末現在(単位:人)

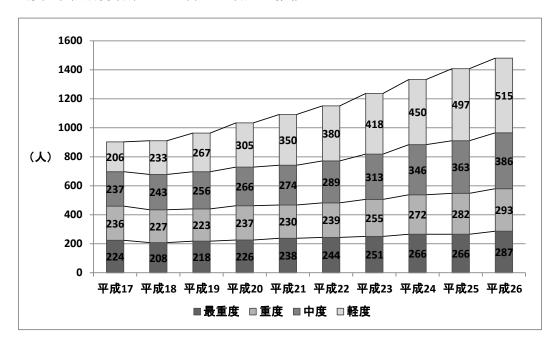
	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
最重度	224	208	218	226	238	244	251	266	266	287
重度	236	227	223	237	230	239	255	272	282	293
中度	237	243	256	266	274	289	313	346	363	386
軽度	206	233	267	305	350	380	418	450	497	515
合計	903	911	964	1,034	1,092	1,152	1,237	1,334	1,408	1,481

資料)大和市「保健と福祉」各年版

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7つの障がいを指す。

¹²内部障害

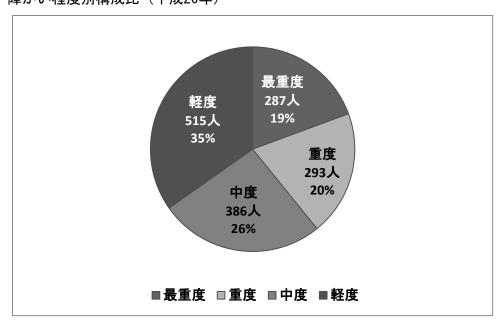
療育手帳所持者数(知的障がい者)の推移



平成26年の知的障がい者の障がい程度別の構成比をみると、重度以上(最重度、重度)が39.2%を占めています。

また、増加傾向にある軽度者は全体の34.8%を占めており、最も規模の大きい集団となっています。

障がい程度別構成比(平成26年)



4)精神障がい者等

① 精神障害者保健福祉手帳所持者

平成26年の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1,238人でした。

平成17年以降の精神障がい者数の動向をみると、手帳所持者数は440人から1,238人へ2.8倍に大きく増加しています。

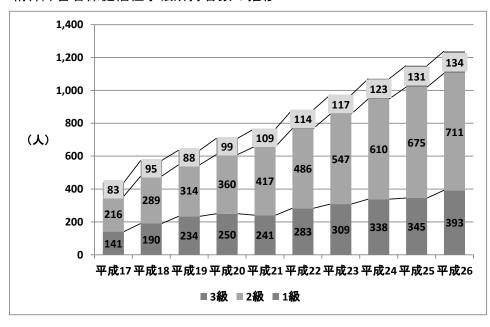
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(児童含む)

各年3月末現在(単位:人)

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
3級	141	190	234	250	241	283	309	338	345	393
2級	216	289	314	360	417	486	547	610	675	711
1級	83	95	88	99	109	114	117	123	131	134
有効手帳数	440	574	636	709	767	883	973	1,071	1,151	1,238

資料)大和市「保健と福祉」各年版

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



② 自立支援医療13受給者(旧精神通院医療費公費負担受給者)

平成26年の自立支援医療受給者(旧精神通院医療費公費負担受給者)は3,205人で、平成17年に比べて1.5倍となっています。

精神通院医療費公費負担は、平成18 年4月に障害者自立支援法に基づく自立支援医療制度に移行しました。

自立支援医療 (精神通院) 受給者数の推移

各年3月末現在(単位:人)

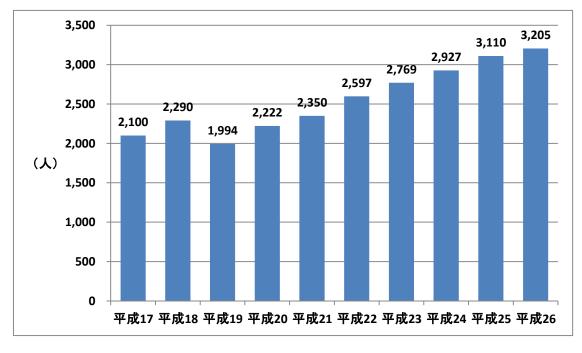
	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
自立支援医 療受給者数	2,100	2,290	1,994	2,222	2,350	2,597	2,769	2,927	3,110	3,205

※平成18 年3 月までは、精神通院医療費公費負担受給者数。

資料)大和市「保健と福祉」各年版

自立支援医療受給者(児童含む)数の推移

各年3月末現在



障がいに係る公費負担医療制度が各種法律により別々な制度であったものが、手続きや負担の仕組み等を共通化したもの。平成18年4月から、「精神通院医療」、「更生医療」、「育成医療」の3つの制度が「自立支援医療」として1つの制度として共通化された。

¹³自立支援医療

3. 大和市の障がい児の状況

1) 障がい児

身体障害者手帳を所持する児童数は、平成17年に125人でしたが、平成26年に133人となっています。年により増減がみられますが、この10年間はほぼ横ばいで推移しています。 療育手帳を所持する児童数は、平成17年に310人でしたが、平成26年に597人となっており、1.9倍となっています。

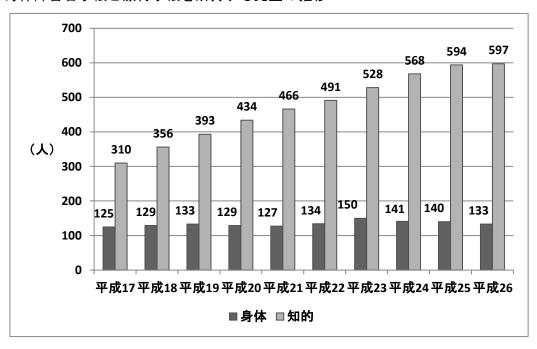
身体障害者手帳と療育手帳を所持する児童数の推移

各年3月末現在(単位:人)

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
身体	125	129	133	129	127	134	150	141	140	133
知的	310	356	393	434	466	491	528	568	594	597
合計	435	485	526	563	593	625	678	709	734	730

資料)大和市「保健と福祉」各年版

身体障害者手帳と療育手帳を所持する児童の推移



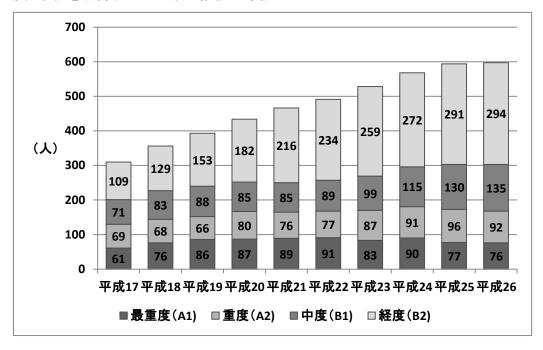
療育手帳を所持する児童数の推移を等級別にみると、最重度は61人から76人(1.2倍)、 重度は69人から92人(1.3倍)、中度は71人から135人(1.9倍)、軽度は109人から 294人(2.7倍)に増えており、軽度の増加が顕著となっています。

各年3月末現在(単位:人)

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
最重度(A1)	61	76	86	87	89	91	83	90	77	76
重度(A2)	69	68	66	80	76	77	87	91	96	92
中度(B1)	71	83	88	85	85	89	99	115	130	135
軽度(B2)	109	129	153	182	216	234	259	272	291	294
合計	310	356	393	434	466	491	528	568	594	597

資料)大和市「保健と福祉」各年版

療育手帳を所持する児童数の推移(等級別)



2)特別支援学級・児童、生徒数

平成26年の特別支援学級の生徒数は小学校330人、中学校119人で、あわせて449人となっています。

平成17年以降の動向をみると、小学校・中学校ともに児童・生徒数は約2倍に増加しています。

特別支援学級生徒数の推移

各年5月1日現在(単位:人)

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
小学校	150	115	182	197	215	259	269	300	307	330
中学校	45	50	55	70	89	89	95	93	116	119
合計	195	165	237	267	304	348	364	393	423	449

資料)大和市「保健と福祉」各年版

3章. 計画の理念

1. 基本理念

大和市障がい者福祉計画が、長期的に追求していくべき姿を「基本理念」として位置づけます。 障害者基本法の理念、大和市総合計画、障害者基本計画、かながわ障害者計画などの上位計画、 大和市地域福祉計画などの関連計画の方向性及び前回計画策定以降の障がい者福祉行政の動向を 踏まえ、本計画の基本理念を次のように掲げます。

基本理念の方向

市民一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を目標とし、大和市総合計画の将来都市像である「健康創造都市 やまと」の実現を目指します。

理念:一人ひとりが、地域の一員として 『私』らしく生活しているまち

2. めざすまちの姿

第8次大和市総合計画(平成21年度~30年度)の基本構想では、将来都市像の実現に向けて、「人」「まち」「社会」の3つの健康領域を定めています。本計画では、総合計画の3つの健康領域に基づき、障がい者施策を通して、実現をめざすまちの姿を次のように掲げます。

めざすまちの姿

<心と体の健康>

- ●障がいのある人もない人も、一人 ひとりがいつまでも元気でいられる まち。
- ●子どもが生き生き育つまち。

〈安全・安心・快適なまち〉

- ●災害などいざという時に安全と 安心が感じられるまち。
- ●誰もが快適に日常生活を送ることができる都市空間が整うまち。

<家庭と地域の健康>

- ●あらゆる差別がなく、一人ひと りの人権が尊重されるとともに、 共生が実感できるまち。
- ●他人を思いやる健やかな心を育 むまち

障がいの有無にかかわらず乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた成長や自立への支援が行われ、療育、教育、保健、医療、心のケアなど、心身の健やかな暮らしに必要な支援が充足し、子どもも大人も一人ひとりがいつまでも元気でいられるまちづくりを推進します。

ユニバーサルデザインの視点に立った交通機関、 道路、施設や公園などの整備が行われ、障がい者や 高齢の方など、すべての人が安心して移動し、快適 に生活が送れるよう、都市空間が整うまちづくりを 推進します。また、災害への対応力を高め、市民、 事業者、行政の連携による災害に強いまちづくりを 推進します。

市民一人ひとりが自分らしく生きていくためには、お互いを思いやり認め合う気持ちをもつことが大切です。あらゆる差別がなくなるよう市民自ら地域の課題を主体的に解決できる環境を整え、一人ひとりの人権が尊重され、共生が実感できるまちづくりを推進します。

4章. 障害者福祉計画

1. 障がい者福祉計画の施策体系

理念

めざす姿(将来像)

方 針

『私』らしく生活しているまち一人ひとりが、地域の一員として

心と体の健康

- ◆障がいのある人もない 人も、一人ひとりがいつ までも元気でいられるま ち。
- ◆子どもが生き生き育つまち。

安全・安心・快適なまち

- ◆災害などいざという時に 安全と安心が感じられ るまち。
- ◆誰もが快適に日常生活 を送ることができる都市 空間が整うまち。

家庭と地域の健康

- ◆あらゆる差別がなく、一 人ひとりの人権が尊重 されているとともに、共 生が実感できるまち。
- ◆他人を思いやる健やかな心を育むまち。

1. 個人の尊重(権利擁護と差別の解消)

2. 支え合いによる地域福祉の推進(地域の受け皿づくり)

3. ライフステージに応じた 生活の支援 (親なき後¹ºの生活支援)

- 4. 地域生活移行の推進
- 5. 快適な生活空間の整備

障がいのある子を抱える家庭にとって、その子の面倒をみている親が将来その子を支えられなくなったらという不安や心配があり、これを『親なき後問題』と言います。これは親が亡くなった後のことに限らず、高齢化が進み、障がいのある子の面倒をみられなくなることも含んでおります。

¹⁴親なき後

施策

- 1-1. 権利擁護の推進
- 1-2. 虐待の防止
- 1-3. 相互理解の基礎づくり
- 1-4. 自殺対策の推進
- 1-5. 行政サービスにおける合理的な配慮の推進
- 2-1. 地域で支える仕組みづくり
- 2-2. 障害者自立支援協議会の充実
- 2-3. 文化・レクリエーション・スポーツ活動
- 2-4. 防災・緊急体制の充実
- 3-1. 情報提供の充実・多様化
- 3-2. 相談支援体制の充実
- 3-3. 地域生活支援サービスの充実
- 3-4. 障がい児、発達に不安のある子ども の療育・保育・教育・福祉体制の充実
- 3-5. 就労の支援
- 3-6. 外出の支援
- 3-7. 障がい者施設の整備
- 3-8. 経済的自立の支援
- 3-9. 保健・医療の充実
- 4. 地域生活移行の推進
- 5-1. 住まいの場の整備
- 5-2. 生活環境のバリアフリー化

事業(一例)

- •地域福祉権利擁護支援事業
- •人権啓発事業
- ・交流教育の推進
- •自殺対策事業
- •選挙管理執行事務
- 障がい者団体支援事業
- •障害者自立支援協議会
- 障がい者社会参加促進事業
- •避難行動要支援者支援事業
- ・コミュニケーション支援事業
- •相談支援事業
- ・ホームヘルプ事業
- ・こどもの発達相談支援システム
- •特別支援教育推進事業
- ・障がい者自立支援センター運営事業
- •移動支援事業
- ·福祉手当支給事業 · 医療費助成
- •各種健康審査事業
- ・グループホーム等設置促進事業
- ・グループホーム等家賃助成
- 重度障がい者住宅設備改良費助成
- 公共施設の整備・改善

2. 障がい者福祉計画の方針及び施策

「めざすまちの姿」を実現するために、5つの「方針」を立てました。この方針を具現化するため21の「施策」を定めています。

1)個人の尊重(権利擁護と差別の解消)

方針1 個人の尊重(権利擁護と差別の解消)

施策

- 1-1 権利擁護の推進
- 1-2 虐待の防止
- 1-3 相互理解の基礎づくり
- 1-4 自殺対策の推進
- 1-5 行政サービスにおける合理的な配慮の推進

1-1 権利擁護の推進-



方針の背景と施策の方向性

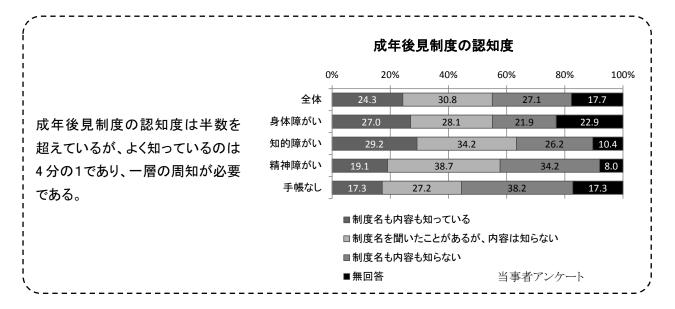
現状や課題

- 平成25年に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進することが定められています。平成28年4月の施行に向けて、国や県の動向を踏まえながら、障がいを理由とする差別の解消が課題となっています。
- 〇 ヒアリングによる意識調査では、親が高齢化している状況から、親なき後の本人の生活方 法や財産管理などに不安を感じるとの意見が多くありました。障がい者の基本的人権や財 産保護など様々な権利を守るために、成年後見制度¹⁵や地域福祉権利擁護支援事業などの 制度の充実が求められています。

知的障がい者・精神障がい者などで判断能力が不十分な場合、財産管理や遺産分割、介護その他商法上の契約などで権利を侵されたり不利益を被ることがないよう、本人の代わりをする契約代理人を選任したり誤った契約を取り消すようにすることのできる保護・支援制度。

¹⁵成年後見制度

○ 成年後見制度は制度や手続きが複雑であり、わかりづらいとの意見が多くあることから身近な場所での相談や手続支援が必要となります。また、地域福祉権利擁護支援事業の利用者が、本人の判断能力等の低下により成年後見制度が必要になるなどの経時的な変化に対応するため、両制度の一体的な取り組みが課題となっています。



~権利擁護に関するヒアリング調査の意見例~

・後見人を付けようとしたときにお母様が倒れられたので、意思決定が必要な時のために早めに進めないといけない。(支援者)

・本市の主な取組

○ 本市では、審判を申し立てることのできない障がい者の成年後見開始審判の申し立てを行 うとともに、金銭管理や支払い手続の援助など、日常生活に係る権利擁護について市社会 福祉協議会とともに支援しています。

施策の方向

○ 成年後見制度の審判申し立てや、地域福祉権利擁護支援事業のさらなる推進を図ります。



主な事業

主な事業	内 容	所管課
地域福祉権利擁護支	財産の保全・管理が困難な障がい者等に対して、金銭の管	市社会福祉協議会
援事業	理や書類の預かり、手続きの支援等を行い在宅生活の安定	
	を図り権利を擁護します。	
成年後見開始申立	知的障がい者・精神障がい者の後見等の開始の審判を	障がい福祉課
	必要に応じて市長申し立てを行います。	

1-2 虐待の防止

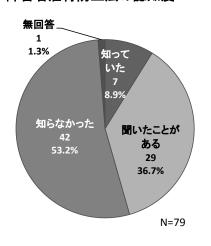


方針の背景と施策の方向性

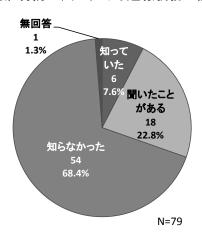
現状や課題

- 障がい者に対する入所施設やグループホーム内での暴力行為、性的虐待や金銭の搾取、就 労先での賃金未払いなど、障がい者が深刻な被害を受ける重大な事件が社会問題になって います。
- 虐待の背景として、子育てへの不安をひとりで抱えてしまう場合があり、保護者へのサポートが求められています。
- ◇障害者虐待防止法の認知度は、1割未満(8.9%)、「聞いたことがある」を含めても半数 に満たない
- ◇「障害者虐待防止法」の通報義務の認知度は、1割未満(7.6%)、「聞いたことがある」 を含めても3割

障害者虐待防止法の認知度

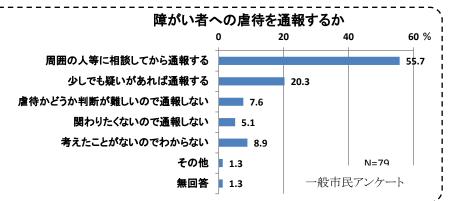


障害者虐待防止法における通報義務の認知度



一般市民アンケート

「障がいのある人が虐待を受けたり、虐待をされている疑いに気づいたとき」、"通報する"人は 76%、"通報しない"人は12.7%である。



本市の主な取組

- 障がい者の虐待について、ケースワーカーや保健師、虐待防止センター職員による個別の 対応により必要な措置を講じています。また、児童虐待への対応については、市家庭児童 相談室の相談員が児童相談所等の関係機関と連携を図りながら個別の対応を図っていま す。
- 高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に基づき、虐待の内容、通報義務の周知や高齢者虐待防止SOSネットワークなど虐待防止と早期発見、早期対応を図るための協力体制の確保に努めています。

施策の方向

○ 虐待防止のための普及啓発を進めるとともに、虐待防止に関する相談体制の充実や関係 機関の組織化など必要な対応を図ります。



主な事業

主な事業	内 容	所管課
家庭児童相談室事業	家庭相談員が電話、面接、訪問等により、子育てに関する	保育家庭課
	様々な相談に応じます。家族の障がい受容についての一助	
	としての機能や、虐待予防の支援を行います。	
障害者虐待防止セン	大和市にお住まいの障がいのある方や市民からの通報や	障がい福祉課
ター事業	相談を受けて、障がいのある方の一時保護や障がいのある	
	方の家族や同居者に対する負担軽減のための方法など必	
	要な支援を行います。また、緊急の虐待通報は、24時間	
	体制で受付を実施しております。	

1-3 相互理解の基礎づくり-

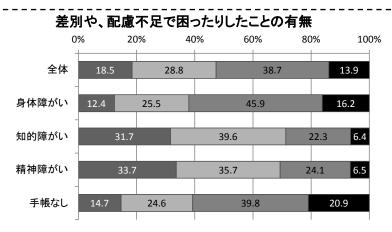


方針の背景と施策の方向性

現状や課題

○ 障がいのある人が地域で、安心して暮らせる社会を実現するための第一歩として、一人ひ とりの市民が障がいへの理解と認識を深め、自らの問題として考えることが必要です。

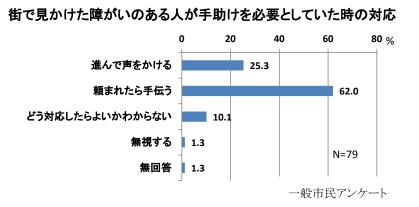
◇障がいがあることで差別や、 配慮不足で困ったりしたこと があるとする人は47.3%と 約半数を占め、障害者権利条 約は批准したが、まだまだ障 がい者に対する差別や配慮不 足は存在しており、克服に向 けた取組が求められる。



■ある ■少しある ■ない ■無回答

当事者アンケート

◇街で見かけた障がいのある人が手助けを必要としていたら、87.3%の人が手助けするとしているが、「どう対応したらよいかわからない」とする人も1割みられ



本市の主な取組

○ 本市では、広報紙、ホームページ、障がい者週間等の機会などに障がいへの理解を促す啓発活動や乳幼児期からの交流など、すべての年代で障がいについて理解を深める機会や場を設け、相互理解の促進を図っています。

施策の方向

- 人権意識の向上を図るための講演会など、各種啓発事業を積極的に展開し、幅広い市民 の参加を呼びかけ普及啓発に努めます。
- 障がいに対する理解をより深めるために、製品の展示や販売、障がい者週間事業等にお ける展示など障がいへの理解を深めるための事業を継続して支援します。

○ 保育園・幼稚園・学校でインクルーシブ教育16を推進していきます。

主な事業

エム争未		
主な事業	内 容	所管課
人権啓発事業	人権尊重の重要性を認識してもらい、人権意識の普及・高 揚を図るため、各種イベント、講演会等を行います。	国際·男女共同参画課 健康福祉総務課
人権相談支援事業	人権に関するトラブルが生じたときに、法務大臣から委嘱 された人権相談委員により人権相談を行います。	国際・男女共同参画課
人権同和問題啓発事 業	人権尊重の重要性を認識するため、12 月の「人権週間」 に合わせ人権意識の普及・高揚を図るための講演会等を行います。	国際・男女共同参画課 健康福祉総務課
「障害者週間」 「世界自殺予防デー」 「精神保健福祉普及 運動」による啓発事業	それぞれの期間を契機に街頭キャンペーンやイベントの 実施、広報紙の活用やリーフレットの配布等により、障が いに対する理解や意識啓発、取り組み等の周知を図りま す。	障がい福祉課
精神保健に関する普及啓発事業	地域活動支援センター ¹⁷ や保健福祉事務所等の関係機関と連携し、こころの健康講座、家族教室の開催やこころの健康をテーマとしたFM やまとの番組の放送、広報紙による啓発を行い、精神障害に対する正しい知識の普及、啓発を図ります。	障がい福祉課
地域との交流促進	障がい者や障がい者団体と地域団体等の住民組織、ボランティア団体との交流の促進など、地域で行われる交流事業の支援を行い、障害への理解を深めます。	障がい福祉課
障がい者施設での地 域交流	障がい者施設でお祭り等のイベントや市民参加講座、地域活動団体の研修の受入れなどの地域交流事業を支援し、広く市民への理解・啓発を図ります。	障がい福祉課
障害福祉サービス提 供事業所の製品PR	障害福祉サービス提供事業所の製品をPRするため、公共施設内での展示や販売を行うとともに、記念品等に活用されるよう支援します。	障がい福祉課
乳幼児期からの交流	保育園等において、障がいのある子どもの成長を促すとと もに、障がいのある子どももない子どもも、地域で共に生 きる意識の醸成を図るため、統合保育を行います。	保育家庭課
交流教育の推進	小中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養 うとともに、障がいのない児童・生徒に、障がい者への理 解を深める交流教育を行います。	指導室
車椅子バスケットボ ール体験講座	車椅子を利用したスポーツ体験や選手の体験談を聞くことにより、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、 ノーマライゼーションの推進と「福祉の心」の醸成を図ります。	健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員 会)
「福祉の心」啓発講演 会	講演会活動を通して、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めることを目的に、公立学校と共催で講演会を行います。	健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員 会)
車椅子や疑似体験セット等の貸し出し	擬似的な体験を通して、いたわりや思いやりの心を育むことを目的に、用具の貸し出しを行います。	健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員 会)
福祉ボランティア体験学習の実施	児童・生徒が社会福祉への一層の理解を深めることができるよう、福祉施設等へのボランティア体験学習など体験に基づいた学習の機会を提供します。	市社会福祉協議会
福祉作文募集	「福祉の日」の事業の一環として、福祉作文を募集し、受賞者を「福祉の日」の集いで表彰します。 また、国が行う福祉作文やポスターの募集について周知を行います。	健康福祉総務課 障がい福祉課

¹⁶ インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育のことです。

創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を図る通所施設で、障がい者の地域生活を支援するセンター

¹⁷地域活動支援センター

1-4 自殺対策の推進-



方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 全国では約2万5千人を超える人が自殺により命を絶っています。本市では毎年約30人 ~50人の方が大切な命を自ら絶っている状況です。
- 心の健康を維持する取り組みや心に悩みを抱えている人に早期に気づく体制を整え、相談機関などへの橋渡しを支援することにより自殺を予防する取り組みが望まれています。

本市の主な取組

○ 自殺予防のための各種啓発事業やこころサポーター¹⁸の養成、自殺対策庁内連絡会及び相談・支援総合コーディネートチームによる相談支援、自殺予防のための専用電話の設置など総合的な自殺対策を推進しています。

施策の方向

○ やまと自殺総合対策計画に基づき、こころサポーターによる自殺を未然に防ぐ取り組み や相談専用電話、関係各課の連携など自殺対策を総合的に行います。



主な事業

主な事業	内 容	所管課
自殺対策事業	自殺総合対策計画に基づき、こころサポーターによる自殺を未然に防ぐ取り組みや相談専用電話、こころの体温計によるストレスチェック、関係各課の連携など総合的な自殺対策を行います。	障がい福祉課

自殺を未然に防ぐため、心に不調を抱える人や自殺を考える人などの悩める人のサインに気づいて 対応する方法などについて、講座や研修を受けて学んだ人。こころサポーターが情報を得た場合に は市へ連絡し、市は相談窓口を案内するなどして当事者の悩みの軽減や解決につなげる。

¹⁸ こころサポーター

+

1-5 行政サービスにおける合理的な配慮の推進-



方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」は、障がい者の人権、基本的自由の 享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するた めの措置等を規定しており、障がい者の状況に応じた必要かつ合理的配慮が求められてい ます。
- 選挙は国民が自らの代表者を選び、政治に参加する重要な機会です。障がい者の政治的権利の享受と行使を促進するため、選挙に参加できる機会を保障することが求められています。障がい者の選挙への参加を一層進めるために、候補者等の情報が容易に入手でき、投票しやすい体制を整備することが求められています。

~行政サービスに関するヒアリング調査の意見例~

- ・一般との差別をなくすという意味では、市役所の手話通訳は毎日置いていただきたい。(当事者)
- 障がい者は、それぞれの特性があるが、どのような配慮があれば働けるという啓蒙活動をしてもらいたい。(当事者)

本市の主な取組

- 点字やCDによる選挙公報の配布等の情報提供、スロープの設置など障がいに配慮した投票所の設置や点字投票、代理投票、郵便投票等の投票制度の実施等、障がいの状況に応じた支援を行っています。
- ○聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対し、相談及手続きなどの意思疎通を容易にする ため、毎週月曜日に市役所1階および障がい福祉課に手話通訳を設置しています。

施策の方向

○ 行政サービスの提供における事務・事業の実施にあたっては、障がい者の状況に応じた 必要かつ合理的配慮の充実に努めます。



主な事業	内 容	所管課
選挙管理執行事務	選挙の管理執行を行います。障がいの状況に応じた対応に	選挙管理委員会
	ついては、点字やCDによる選挙公報の配布、スロープの	
	設置、点字投票、代理投票、郵便投票の実施等を行います。	
手話通訳者の設置	聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対し、相談及び手	障がい福祉課
	続きなどの意思疎通を容易にするため、毎週月曜日に市役	
	所1階および障がい福祉課に手話通訳を設置しています。	

方針2 支え合いによる地域福祉の推進(地域の受け皿づくり)

施策

- 2-1 地域で支える仕組みづくり
- 2-2 障害者自立支援協議会の充実
- 2-3 文化・レクリエーション・スポーツ活動
- 2-4 防災・緊急体制の充実

2-1 地域で支える仕組みづくり--



方針の背景と施策の方向性

現状や課題

○ 障がい者の抱える多様なニーズに対応し、本人主体の支援をするためには、公的な制度や サービスに加え、障がいに対する理解を深め偏見や差別のない地域社会を実現することが 必要です。

また、地域における福祉の課題は、高齢化や子育てに関わる問題なども含めて地域社会全体の大きな課題となっています。自治会、民生委員児童委員、市及び地区社会福祉協議会などによる地域活動、障がい者団体、ボランティア、NPO法人¹⁹などによる市民活動や近隣の住民による助け合いなど、様々な主体がそれぞれの役割によって連携し、暮らしの場である地域社会の中で支援に取り組むことが必要です。

〇 障がい者に限らず、身近な地域に知り合いや支え合える人間関係をもっていない人が増えています。防災対策の推進や自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会²⁰などの

民間非営利組織の法人。「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略が NPO。営利を目的とせず、社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織(団体)のことで、平成 10 年 12 月にNPO法(特定非営利活動促進法)が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

20地区社会福祉協議会

大和市社会福祉協議会が昭和52年の社会福祉化に伴い、「地域住民が主体となって活動できる場づくり」をスローガンとして掲げ、地域住民と話し合いながら組織化してきた団体。市内には11の地区社会福祉協議会がある。地域に派生する福祉問題等について地域住民自身で話し合い、その解決に向けて取り組んでいくことを目的とし、自治会や民生委員児童委員の他、地域内のさまざまな団体や機関、ボランティアによって構成されている。

¹⁹ NPO 法人

+

地域活動、ボランティアなどの市民活動を通して、地域における関係づくりや地域全体で 支える仕組みづくりが求められています。

本市の主な取組

○ 障がい当事者団体や市及び地区社会福祉協議会を中心とした交流会や障がい者施設による地域交流、NPO 法人との協働事業²¹による移動制約者への運送事業、ボランティアによる支援などが活発に行われています。

~地域支える仕組みづくりに関するヒアリング調査の意見例~

- ・相談のニーズとして、当事者側は「話を聞いてもらいたい」、一般市民が支援できることと して、「話し相手になる」が上位に位置しています。双方のニーズをマッチング出来るよう な仕組みづくりが求められている。(支援者)
- ・移動支援は余暇支援がメインで、通学では事情がない限り無理だが、それだけ意見が出て使っている人が多いというのは、それだけ学校への送迎が親の負担になっているということ。 その親の負担感を無視はできない。特に養護学校に行かせている親の負担感が大きいので、よい軽減策が出てくれば親は助かる(支援者)

施策の方向

- 移動に制約のある障がい者の外出を支援するため、送迎事業を行う NPO 法人と協働事業を実施し、移動手段の確保を図ります。
- 障がい者施設でのお祭り等のイベントや地域活動団体の研修の受け入れなど、地域交流 事業を行い、広く市民への理解・啓発を図ります。
- 市社会福祉協議会のボランティアセンターを通じ、ボランティア活動の支援を行います。

主な事業

内容 所管課 主な事業 移動に制約のある高齢者や障がい者の外出を支援するた 移動制約者移送サー 障がい福祉課 ビス事業(協働事業) めに、送迎事業を行うNPO 法人と市の協働事業を実施 し、移動手段の確保を図ります。 地域との交流促進 障がい者や障がい者団体と地域団体等の住民組織、ボラン 障がい福祉課 ティア団体との交流の促進など、地域で行われる交流事業 の支援を行い、障がいへの理解を深めます。 障がい者施設での地 障がい者施設でお祭り等のイベントや市民参加講座、地域 障がい福祉課 域交流 活動団体の研修の受入れなどの地域交流事業を行い、広く 市民への理解・啓発を図ります。

「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」の規定に基づき、市民、市民団体、事業者と市が役割と負担を明確にしながら、お互いの提案により協力して実施し、社会に貢献する事業。

²¹ 協働事業

障害者団体等支援事	障がい者団体の自主的な活動に対し、情報提供や補助金の	障がい福祉課
業	交付などの支援を行います。	
ボランティア活動の	社会福祉協議会ボランティアセンターを通して、ボランテ	市社会福祉協議会
促進	ィア活動の支援を行います。	
ふくしのあしフット	通所、通学、外出支援ボランティア入門講座を年1~2回	保育家庭課
ワーク(協働事業)	実施し、ボランティアの養成を行っております。	障がい福祉課

2-2 障害者自立支援協議会の充実-



方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がい当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うため、市障害者自立支援協議会を設置しています。
- 市障害者自立支援協議会では、支援者と利用者の顔の見えるネットワークづくりが進められています。このネットワークを活かし、地域課題の解決に取り組む組織として、さらなる充実が求められています。

~障害者自立支援協議会に関するヒアリング調査の意見例~

- ・自立支援協議会自身がどのくらい市民、事業所、法人に周知されているか。自立支援協議会の取組について周知することも必要。(支援者)
- ・施設や事業所、機関の担当者と顔が見え、地域の障害者の情報共有ができるとともに、、課題も 共有できる。(支援者)
- ・自立支援協議会には、様々な立場の方が参加しているため、色々な立場からの多面的な解決方策が考えられる。また、それぞれの事業所等の担当者がわかることにより、連携がとりやすい。 (支援者)

本市の主な取組

○ 市障害者自立支援協議会では、地域ネットワークの構築、困難ケースへの対応の協議・調整や地域の問題に対し専門部会を設置し、解決に向けての協議などを行い障がい福祉の向上に寄与しています。

施策の方向

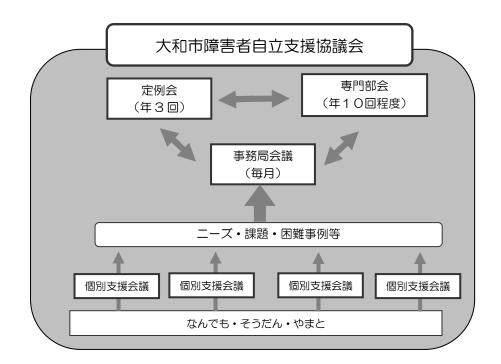
○ 市障害者自立支援協議会の機能を強化し、地域の課題等の情報共有、各機関の連携による地域ネットワークの構築や社会資源の改善・開発など、障がい者福祉のシステムづくりを推進し、地域の課題解決に努めます。



主な事業	内 容	所管課
障害者自立支援協議	地域障害者自立支援協議会において、関係機関の情報の共	障がい福祉課
会	有、地域ネットワークの構築、高度な支援を必要とするケ	
	ースへの対応など、地域の課題解決に向け協議を行いま	
	す 。	

大和市自立支援協議会の取組

大和市障害者自立支援協議会は、大和市にお住まいの障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに暮らすことができることを目的としています。 関係者が相互に情報を共有し、地域の問題解決を目指すもので、「定例会」「専門部会」「事務局会議」「個別支援会議」で構成される重層的な会議体です。



定例会

地域ニーズが集約される相談支援事業所の活動報告を中心として関係者が情報を共有する と共に、施策を横断的に意見交換を行います。

専門部会

定例会で、検討の必要性が高いと認められた課題を解決するためのプロジェクトチームで す。児童・精神・身障・自立生活支援の4部会を設置しています。

事務局会議

地域課題の整理分析や、自立支援協議会の情報共有・スケジュール等の運営管理を行います。

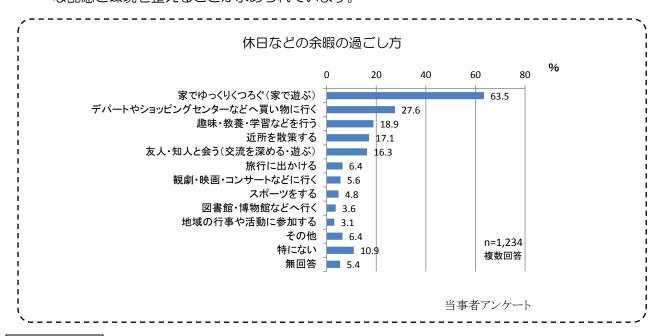
個別支援会議

相談支援員を中心とした個々の支援に関する課題解決のためのチームです。解決を図るために、障がい者等の支援者が集まり、役割分担や支援方針を検討します。

方針の背景と施策の方向性

現状や課題

○ 障がい者の社会参加を促進するために、身近な地域で文化・スポーツ・レクリエーション に参加し、地域の人々との日常的な交流を深めることが必要です。また、活動への積極的 な参加を促進していくために、各種催しを開催する際には、障がい者が参加しやすいよう な配慮と環境を整えることが求められています。



本市の主な取組

○ 本市では、誰もが利用できるユニバーサルデザイン²²の視点に立った施設の整備やバリアフリー化、身近に参加できるレクリエーションなどの促進に取り組んでいます。また、障がい者や障がい者団体の行う社会参加や余暇に係る自主的な活動、ボランティア活動への支援を行っています。

施策の方向

- 各種施設の整備や参加しやすい文化・レクリエーション・スポーツ活動を実施団体と連携し、積極的に参画の機会を広げます。
- 各種障がい者団体やサークル活動、ボランティア活動への支援に努めます。

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある施設、製品、情報の設計(デザイン)を指す。

²² ユニバーサルデザイン

主な事業

主な事業	内 容	所管課
障がい者社会参加促	障がい者スポーツ大会への選手派遣及び大会への同行支	障がい福祉課
進事業	援を行います。	
身近なスポーツ・レク	身近な場所で運動会や地区社会福祉協議会が行う催しな	障がい福祉課
リエーションの促進	ど、障がい者が気軽に参加できる催しが増えるよう、市民	
	の意識啓発や事業への支援を行います。また障がい者を対	
	象としたプログラムの取り入れを関係者に働きかけてい	
	きます。	
移動支援事業	一人では移動が困難な障がい者の外出をガイドヘルパー	障がい福祉課
	²³ が支援し、自立と社会参加の促進を図ります。	
スポーツ教室開催事	障がい者などに対応したニーズの高いスポーツ教室を開	スポーツ課
業	催します。	
点字図書等の貸し出	視覚障がい者への対応として、録音図書(DAISY)、点	図書館
U	字図書、拡大文字の図書を利用時間内に随時利用できるよ	
	うにしています。また、録音図書(DAISY)や点字図書	
	について郵送による貸し出しも行っています。	

23 ガイドヘルパー

視覚障がい者や全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者が外出する際に、歩行や車いすの 介助を安全面に留意しながら行い、地域社会での自立した生活と社会参加を支援する人。

2-4 防災・緊急体制の充実-

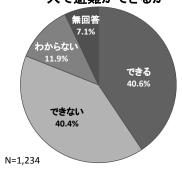


方針の背景と施策の方向性

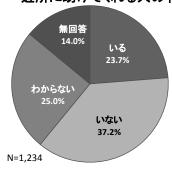
現状や課題

- 災害が発生した場合、速やかに対応するために、障がいに配慮した避難所の周知が求められるとともに、防災関係機関の連携体制を整えておくことが必要です。日頃から災害に備え、情報の共有を図ると同時に、災害時の安否確認や避難時の近隣での助け合い活動が円滑に行われるよう、避難行動要支援者と地域組織との日常的な関係づくりが大切です。
- ◇火事や地震等の災害時に一人で避難ができるかでは、「できる」「できない」がほぼ半々。
- ◇家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人が「いる」とする割合は 23.7%にすぎない。
- ◇一人で避難できない理由、火事や地震等の災害時に困ることは、障がいによって異なって おり、災害時の避難にあたっては、避難の途中、避難所での生活など、障がいの特性によ って困ることが異なっている点に留意が必要である。

火事や地震等の災害時に 一人で避難ができるか



家族が不在の場合や一人暮らしの場合、 近所に助けてくれる人の有無



一人で避難できない理由

		一人で避難できない理由							
	合計		避難の判					その他	無回答
			断ができ						
		要だから	ないから		6	いから	せないか		
				から			6		
全体	499	62. 9	40.3	23.0	9. 4	25. 5	33.3	8.0	1.8
身体障がい-50歳代以下	79	83.5	38.0	19.0	10.1	25.3	40.5	8.9	0.0
身体障がい-60歳代以上	208	82.2	20.7	18.3	13. 5	14. 9	26. 9	7.2	1.9
知的障がい	139	47. 5	77.7	29.5	2.2	38.8	36.7	3.6	2.2
精神障がい	67	34. 3	44.8	26. 9	9.0	40.3	43.3	10.4	1.5
手帳なし	32	37. 5	28. 1	18.8	9. 4	9.4	43.8	18.8	3. 1
		全体より!	5ポイント	以上高い			全体より	10ポイン 1	、以上高い

当事者アンケート

火事や地震等の災害時に困ること

		火事や地震等の災害時に困ること										
	合計		補装具			8	避難場	周囲と	避難場	その他	特にな	無回答
		治療が	の使用	1	求める	3	所など		所の設		い	
			が困難	3	ことが		113 114	ニケー	備(ト			
		れない	になる	3		ができ		4	イレか			
				手が困	()	ない	できな		等)や			
				難になる			い	ない	環境が 不安			
				ত					个女			
全体	1234	48. 1	7. 1	11.6	16. 2	35. 7	18.6	22. 1	45. 9	3. 6	7.6	12.6
身体障がい-50歳代以下	170	45.9	18.8	20.0	18. 2	42.4	14. 1	17.6	51.2	4.1	10.6	8.8
身体障がい-60歳代以上	503	41.7	8.3	12.5	11. 1	41.7	14.7	9. 7	44. 7	2. 6	8.3	16. 9
知的障がい	202	36.6	5.9	11.9	44.1	48.0	33.7	52.5	52.5	4.0	4.5	8.4
精神障がい	199	73.9	4.0	13.1	12. 1	29. 6	25.6	38. 2	46.7	4.5	4.5	5. 5
手帳なし	191	58.6	2. 1	4.2	7.3	13. 1	12.0	15. 2	44.0	5. 2	8.4	14. 1
·		全体より5ポイント以上高い						全休 ト	n 10ポイ	ントロ	ト声い	

当事者アンケート

~防災・減災に関するヒアリング調査の意見例~

- ・避難所の電子掲示板、火災時のお知らせランプ、非常灯等は聴覚障害者にとって重要である。 (当事者)
- ・ 自閉症の子は体育館への避難は難しい。(当事者の親)
- ・大和市では岩盤は強く津波はないが、火事が怖い。地域の自治会との協力体制をどう作っていくか。(事業者)
- ・大震災で7割の方が家具転倒で亡くなっている事実からも家具転倒防止を身障部会だけでなく高齢の方も含めて広くやっていくべき。(支援者)

本市の主な取組

- 被災した障がい者の救出や避難誘導のため、大和市地域防災計画に基づく救援・救護担当 部防災マニュアルを作成し運用しています。
- 災害発生直後の安否確認や近隣住民による避難誘導等の助け合い活動など、援護が必要な 障がい者に対し、必要な支援が行われるよう避難行動要支援者支援制度による要支援者の 把握に努めています。

施策の方向

- 避難行動要支援者支援制度の取り組みを促進します。
- 障がい者福祉施設との災害協定の締結を推進し、福祉的な視点に立った避難所の確保を 進めます。

主な事業	内 容	所管課
避難行動要支援者支援制度	災害時の要支援者対策として、平常時より要支援者の所在情報を把握し、その情報を行政内や自治会(自主防災会)、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会などの地域と共有し、災害時における要支援者の安否確認や避難支援等に活用します。	健康福祉総務課
総合防災訓練運営事業	総合防災訓練を行い、大規模災害発生時における市、市民、 防災関係機関等との相互連携の強化と、防災技術、知識の 向上を図ります。	危機管理課
重度障がい者緊急通 報システムの設置事 業	介護者が常時いない重度身体障がい者の緊急連絡用として、緊急通報システムを設置します。	障がい福祉課

3) ライフステージ24に応じた生活の支援(親なき後の生活支援)

方針3 ライフステージに応じた生活の支援(親なき後の生活支援)



施策

- 3-1 情報提供の充実・多様化
- 3-2 相談支援体制の充実
- 3-3 地域生活支援サービスの充実
- 3-4 障がい児、発達に不安のある子どもの療育・ 保育・教育・福祉体制の充実
- 3-5 就労の支援
- 3-6 外出の支援
- 3-7 障がい者施設の整備
- 3-8 経済的自立の支援
- 3-9 保健・医療の充実

~親なき後の生活支援に関するヒアリング調査の意見例~

- ・相談支援を実施している中でも親御さんが高齢化してという話が多く次の計画ではこういったものをメインテーマにしていかなくてはならない。(支援者)
- ・在宅生活をする場合、親亡き後のことも考えると、量的なヘルパーの支給決定の取得の仕方だけでは足りない、ヘルパーが出来ない支援といったものがある。(支援者)

幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期等、人の一生を身体的・精神的な発達段階に応じて区分し た生活段階をいう。

²⁴ ライフステージ

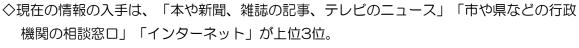
3-1 情報提供の充実・多様化-



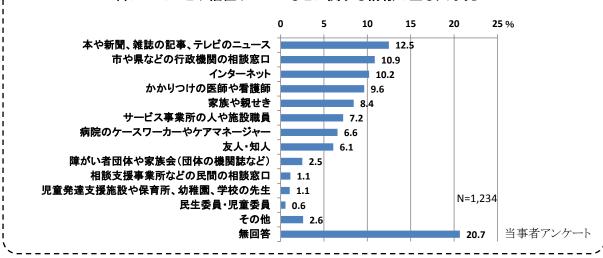
方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者が安心して地域生活を送るためには、必要な情報が速やかに、わかりやすく提供されることが必要です。障がい特性に配慮した一層の工夫と細やかな情報提供が求められています。
- 福祉に関する情報の提供について、とりわけ支援に直結するサービスや制度の情報については、情報取得のための制約要因をなくす取り組みが一層求められています。



障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の主な入手先



本市の主な取組

○ 障がい者に対する各種情報について、制度案内冊子やパンフレットの配布、インターネット、広報紙への掲載、視覚障がい者に対応した録音媒体による「声の広報」や点字広報、FM やまとによる放送など、多様な方法で情報提供を行っています。

施策の方向

- 障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について、検討し推進します。
- 情報提供を図るためのボランティア活動への支援、手話通訳者や筆記通訳者の派遣等、 コミュニケーション手段の確保の充実を図ります。

主な事業	内 容	所管課
各種情報の提供	相談支援事業(なんでも・そうだん・やまと)を通じ、	障がい福祉課
	総合的な情報提供を行います	
広報紙やインターネ	必要な情報を的確に提供するため、制度案内冊子やパンフ	広報広聴課
ット等による障がい	レットの配布、ホームページや広報紙への掲載、声の広報	障がい福祉課
福祉情報の提供	や点字広報などの配布を行います。	
情報提供を行うボラ	点訳サークル、録音サークル、手話サークルなどのボラン	市社会福祉協議会
ンティア活動への支	ティア活動の育成・支援について社会福祉協議会を通じて	
援	行います。	
コミュニケーション	聴覚障がい者・難聴者・音声言語機能障がい者等への情報	障がい福祉課
支援事業	提供や相談体制の充実を図るため、手話通訳者の窓口設置	
	や、手話・筆記通訳者の派遣を行います。	
日常生活用具給付等	重度障がい者の日常生活の利便性の向上を図るため	障がい福祉課
事業	の用具の給付を行います。	

3-2 相談支援体制の充実-



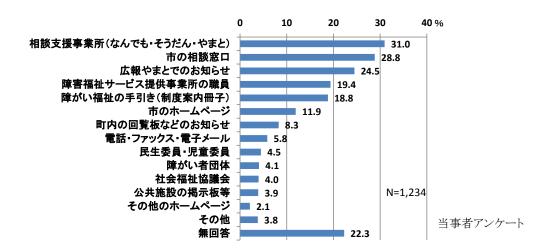
方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者やその家族が不安になったり、孤立感に陥らないようにするために、いつでも気軽に話し合えたり相談できる身近な相談場所が必要です。また、福祉サービスなど必要なサービスを自ら選択し契約をするためには、わかりやすく的確な情報提供を行うとともに、個人のニーズに合わせ複数のサービスを組み合わせて利用するプランニングや事業所間の調整、介護保険制度への円滑な移行、サービス導入後のフォローアップなどケアマネジメント²⁵を含む相談体制が重要となります。
- 障がい者を介助している家族の高齢化による介助力・支援力の低下や家族なき後も、引き 続き安心して生活が送れるように、成年後見制度や福祉サービスなど総合的なマネジメン トを行い支援できる体制が必要です。
- 市内4箇所に「なんでも・そうだん・やまと²⁶」が設置され、気軽に相談できる仕組みが 整ってきています。相談支援の標準化やより一層の質の向上が期待されています。

◇福祉に関する情報などを得るためにより充実が必要なものでは、「相談支援事業所(なんでも・そうだん・やまと)」、「市の相談窓口」、「広報やまとでのお知らせ」の順であり、「相談支援事業所(なんでも・そうだん・やまと)」への期待が大きい。

福祉に関する情報などを得るために、より充実が必要なもの



²⁵ ケアマネジメント

介護の必要な高齢者や障がい者などからの相談に応じて、保健・医療・福祉サービスなどを適切・効果的に利用調整し、その人にあったケアが確保できるようにする援助方法のこと。

²⁶ なんでも・そうだん・やまと(相談支援事業所) 市内在住の障がい者や家族の障がい福祉に関する様々な不安や悩みなどに、専門の相談員が無料 で相談に応じ、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援する事業所。

~相談支援体制に関するヒアリング調査の意見例~

- ・なんでもそうだんやまとについて、自分達の近くにあるというのは安心感があるがPR不足である。(当事者)
- 相談員が自宅へ訪問してくれるとよい。(アウトリーチ)(支援者)
- ・病気がある場合、病院の方との連携、デイケアを利用していたり訪問看護を利用している 場合も多くそことの連携が必要。(支援者)
- ・相談支援は計画相談から入って相談に繋がるがどこまで継続してやっていくかが課題。現 状は、ケアマネと同じような役割を求められている。(支援者)
- ・相談支援事業所ができたことでその方の相談先が増えたしトータルの計画が立てられ実際に家までいって家族にも見て貰える。(事業者)
- ・5,6歳くらいから学齢期、ライフステージごとに家庭の様子も分ってくるので、携わっていけるのがよい。(支援者)
- 個別での対応が必要なので、事業所や職員のスキルをどう上げていくかが課題。(支援者)
- ・なんでも・そうだん・やまとや複数の相談事業があるので児童の計画相談も積極的に進められているので心強い。(事業者)
- サービスが増えているのでケアマネ的なことが重要。(事業者)

本市の主な取組

- 市の窓口の他に市内4 か所の相談支援事業所²⁷「なんでも・そうだん・やまと」を設置し、 障がい福祉に関する相談が身近にでき、その人に応じた的確な情報提供や支援が行える総 合相談窓口として運営しています。
- 障がい児や発達に不安のある子どもの相談として、こどもの発達相談支援システムによる 専門相談を行っています。あわせて子育て支援の一貫として、子どもの健全な成長と家族 が安心して子育てができるように、家庭相談員等が相談支援を行っています。
- 精神保健に関する相談支援体制として、精神障がいに精通した保健師が相談支援を行っています。また、自殺対策として、自殺予防のための相談専用電話を設置し問題解決のための支援を行っています。

施策の方向

- 相談支援事業所「なんでも・そうだん・やまと」や地域活動支援センターにおいて、障がい者の日常に関することや親なき後の支援など、総合的に対応できるよう体制の充実を図ります。
- 障がい児や発達に不安のある子どもの相談窓口の充実を図ります。

_

²⁷相談支援事業所

地域で生活している障がい者が必要なサービスを受けるための、相談や情報提供、ケアプランの作成等を行う。

主な事業

主な事業	内 容	所管課
家庭児童相談事業	家庭相談員が電話、面接、訪問等により、子育てに関する	保育家庭課
	の様々な相談に応じます。子どもの障がいについて受容の	
	助けとなる機能や、虐待予防の支援を行います。	
こどもの発達相談支	早期療育により健全な発育・発達を促すための相談・指	保育家庭課
援システム	導・訓練を行います。心理士・作業療法士28・言語聴覚士	
	29・保育士などの専門スタッフが、個別・グループ指導ま	
	たは来所・訪問等により専門的見地から訓練・支援等を行	
	います。	
相談支援事業	市内4ヶ所の相談支援事業所「なんでも・そうだん・やま	障がい福祉課
	と」で、障がい者の日常生活に関することなど、障がいに	
	関わる事柄を総合的に対応できるよう相談や支援を行い	
	ます。	
地域活動支援センタ	地域活動支援センターにおいて、精神障がいに関する相談	障がい福祉課
ー等支援事業	支援や社会参加の場の提供を行います。	
精神保健相談支援	精神保健に精通した保健師が相談に応じ必要な支援を行	障がい福祉課
	います。	
障害者自立支援セン	生活や就労に関する相談支援及び就労訓練支援に関する	障がい福祉課
ター運営事業	事業を行います。運営は指定管理者が行います。	
こころの健康相談専	自殺予防のための相談専用電話の設置により、問題解決の	障がい福祉課
用電話	ための支援を行います。	
就学相談	保護者からの相談を受け、その子どもにとって最も必要か	教育委員会指導室
	つ適切な教育のありかたについて相談を行います。	
ピアカウンセリング	障がいのある方が、障がいのある方の相談に応じるピアカ	障がい福祉課
事業	ウンセリングを、「大和市心身障害児者福祉団体連合会」	
	のご協力をいただき提供しています。(対象:身体・知的	
	障がい児者)	

作能力又は適応能力の回復や維持及び開発を促すことを目的に、作業活動を用いて援助を行う専 門職。

音声機能、言語機能、摂食・嚥下機能、又は聴覚に障がいのある人や、それが予測される者に対して、 その機能の維持向上やコミュニケーション力等向上を図るために援助を行う専門職。

²⁸作業療法士(OT:Occupation Therapist) 身体や精神に障がいのある人、またはそれが予測される人に対して、手先や目の動き等の応用的動

²⁹言語聴覚士(ST: Speech Therapist)

なんでも・そうだん・やまとの取組

「なんでも・そうだん・やまと」では、大和市にお住まいの身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方やその家族の方から様々な不安や悩みなどの相談を、専門の相談員がお受けします。また、相談を通じて、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援します。市より委託を受けた4事業所が相談窓口を開いています。

(※お問い合わせ:大和市保健福祉センター 健康福祉部障がい福祉課 自立支援担当046-260-5665)

◆大和市障害者自立支援センター

相談日:月~土曜日

8:30~17:15

住所:大和市鶴間 1-19-3

TEL: 046-265-5198 FAX: 046-260-0238

HP: http://www.suzuran.or.jp/yamato/top.htm

◆サポートセンター花音(かのん)

相談日:月~金曜日

9:30~15:00

住所:大和市柳橋5-3-16(ふきのとう向生舎内)

TEL: 0 4 6 - 2 6 8 - 9 9 1 4 FAX: 0 4 6 - 2 6 7 - 0 4 5 4 HP: http://tomoni.or.jp/index.php

◆相談支援センター松風園(しょうふうえん)

相談日:月~金曜日

9:30~15:00 住所:大和市西鶴間2-24-1 TEL:046-272-0040 FAX:046-276-9049 HP:http://www.oak.or.jp/

◆福田の里

相談日:月~金曜日

住所:大和市福田74
TEL:046-267-8425
FAX:046-267-8426
HP:http://kanagawa-id.org/fukuda/

9:30~15:00

精神障がいのある方は、相談支援事業所の他に、地域活動支援センター「コンパス」でも相談をお受けしています。

◆地域活動支援センター コンパス

住 所:大和市大和東3-5-2 KDビル1F

相談専用電話: 046-260-1027 (10時~18時) 相談日: 火~金曜日 10時~17時 (日曜・月曜定休)

土曜日 10 時~19 時

※相談予約電話: 0 4 6 - 2 6 0 - 1 0 3 1 HP: http://www11.ocn.ne.jp/~compass/

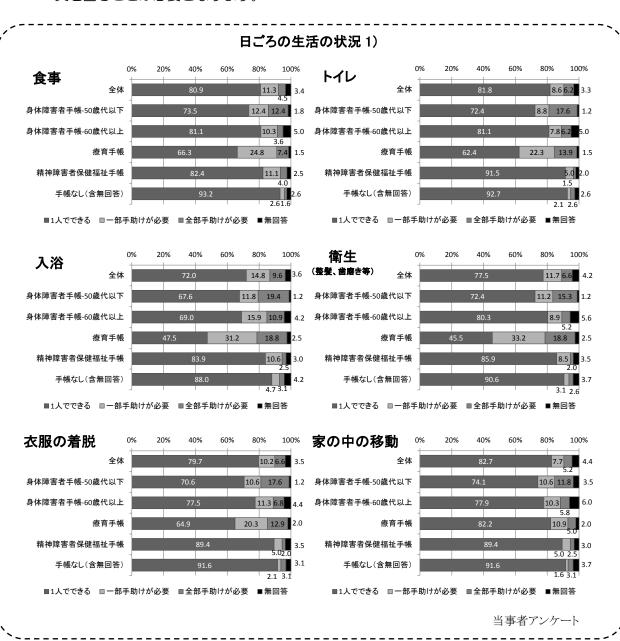
3-3 地域生活支援サービスの充実-

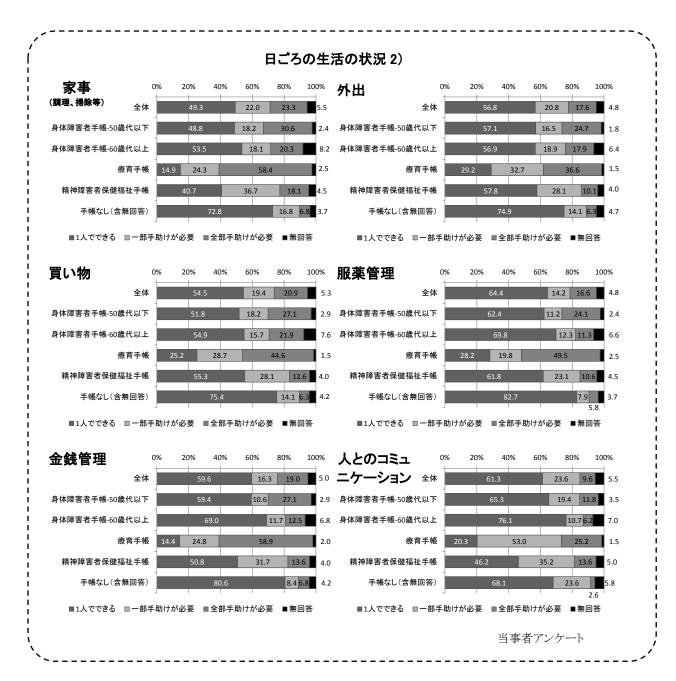


方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者が地域で自立した生活を営むためには、障がいの特性や程度に応じ、必要な支援 を必要な時に受けられる様々な福祉サービスの充実が求められています。
- 障がい者が自立して地域で生活していくため、療育や教育、住まいの提供、生活を支援するサービスの充実、就労支援など、ライフステージに応じた総合的な支援を受けられる体制の整備が求められています。
- 今後も、必要なサービス量の確保やサービスの質の向上など、利用しやすいサービスの充 実を図ることが必要となります。





~地域生活支援に関するヒアリング調査の意見例~

- 手帳がある子もいるが手帳を使わないという子もいるので、サービスが無い方も親として困っている。もう一歩のところで躓いている人の支援をよろしくお願いしたい。(当事者)
- 3 障がい同じになっても精神に対する理解は薄い。後押しと制度の整備をお願いしたい。(当事者)
- 介護制度と障がいサービスの関係で、介護制度優先ではあるが、障がいのサービスでないと できないところはそちらを使うとことについて周知されていない。(当事者)

本市の主な取組

○ 障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、生活介護、施設入所支援、グループホームなどの「介護給付30・訓練等給付31」や日中一時支援事業、移動支援事業、日常生活用具の給付、訪問入浴事業、コミュニケーション支援事業などの「地域生活支援事業」、また、紙おむつの支給、緊急通報システム事業などの「市単独事業」など、地域生活に関わる支援の充実に努めています。

施策の方向

○ 必要なサービス量の確保やサービスの質の向上など、地域生活を送るために利用しやす いサービスの充実を図ります。

主な事業

主な事業	内 容	所管課
ホームヘルプ事業	障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、家	障がい福祉課
	事援助や身体介護等、必要な支援を行います。	
松風園運営事業	障がい者、障がい児の自立と社会参加を目指し、基本的生	障がい福祉課
	活習慣の習得や環境への適応性を養うなど、必要な訓練や	
	支援を行います。運営は指定管理者が行います。	
施設通所事業	通所施設を利用した生活介護等の日常生活訓練や就労前	障がい福祉課
	訓練の実施により、障がい者の自立を支援します。	
児童発達支援	日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に	保育家庭課
	適応するための訓練など個別の療育プログラムを個別支	
	援計画に基づき提供します。	
短期入所事業	障がい者とその家族が地域で安心した生活が送れるよう	障がい福祉課
	家族の疾病、冠婚葬祭など緊急の場合、また、家族や介護	
	者の休養のため宿泊を含めた短期の介護等の提供を行い	
	ます。	
日中一時支援事業	主に障がい児や発達に不安のある児童に対し、施設等で宿	障がい福祉課
	泊を伴わない預かりや日常的な訓練、社会適応訓練等を行	保育家庭課
	います。	
地域活動支援センタ	地域活動支援センター事業を実施し、障がい者の相談・社	障がい福祉課
ー等支援事業	会参加の場の提供を図ります。	
施設入所事業	介護を必要とする障がい者に、施設に入所して適切な介	障がい福祉課
	護、指導、訓練など必要なサービスを行います。	
障害福祉施設建設費	社会福祉法人の障がい者社会福祉施設建設に伴う借入金	障がい福祉課
償還支援事業	の一部を助成し、経営の安定化を図るとともに、障がい者	
	へのサービス提供基盤を整備します。	
補装具費支給事業	身体障がい者の就労、就学、その他日常生活の向上・利便	障がい福祉課
	性を図るため、補装具費を支給します。	
日常生活用具給付事	重度障がい者の日常生活の利便性の向上と社会参加を図	障がい福祉課

³⁰介護給付

介護が必要と認められた人に対し、施設や自宅で介護の支援を行うサービスの総称(居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所など)。

障がいのある人が可能な限り自立して地域の中で生活するために、提供される訓練的な支援を行うサービスの総称(共同生活援助(グループホーム)、自立訓練、就労移行支援など)。

³¹訓練等給付

業	るための用具の給付を行います。	
在宅重度障害者サポ	重度障がい者の生活の利便性を図るため、紙おむつの支	障がい福祉課
ート事業	給、訪問入浴サービスの提供、重度障害者緊急通報システ	
	ムの設置、住宅設備改良費の助成、自動車改造費の助成、	
	自動車運転訓練費の助成等を行います。	
障害者介護給付審査	調査員による個別調査項目及び医師の意見書をもとに、障	障がい福祉課
会運営事務事業	害支援区分 ³² の審査・判定を行います。	

32障害支援区分

障害福祉サービスの支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村が福祉サービスの種類や量などを決定するために、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分。

+

3-4 障がい児、発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実--



方針の背景と施策の方向性

現状や課題

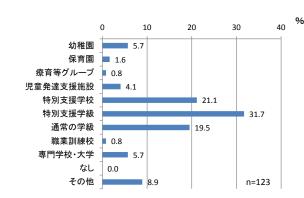
- 〇 本市の障がい児の状況は、平成17年3 月末から平成26 年3 月末までの10 年間で身体 障がい児数(18 歳未満の身体障害者手帳所持者数)はほぼ横ばいですが、知的障がい児数(18 歳未満の療育手帳所持者数)は約1.9倍となっており、とくに軽度の児童の増加が2.7倍と顕著となっています。
- 発達相談に寄せられた相談では、学齢期前の自閉性障害の相談など、発達障がい³³に関する相談件数が非常に多くなっている状況です。
- 乳児期から学齢期までの発達は、その後の成長にとってとても大切なものです。障がいの可能性や発達に不安がある場合、早期に状況を把握するとともに適切な方法による支援を受けることが重要になります。また、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続的に提供できる体制の充実が望まれます。
- 保育や教育の現場では、障がいの重度化や発達障がいのある子ども、配慮を必要とする子どもが増えています。共に生きる社会をつくるために、障がいのあるなしにかかわらず等しく保育・教育を受ける場を基本としながら、個人の持つ可能性を伸ばし、心豊かで自立した社会生活が送れるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援を展開することが必要です。
- 市内の小・中学校では特別支援学級に在籍する児童生徒が、この10年間で2倍に増加しています。また、就学相談も急増している状況であり、今後、障がいの度合いや教育的ニーズの多様化の中で、高度な医療ケアなどのニーズを求め、特別支援学校への入学や転学を希望するケースが考えられます。その一方で、特別支援学校の規模に対し、在籍者数が過大になる傾向があることから、受け入れが難しい状況となっています。今後は、市内の小・中学校の特別支援学級の専門性向上のため、特別支援学校とのより密な連携も必要になると予想されます。
- 障がい児の家族のための休養や介助者の病気など緊急時の対応として、日中一時支援事業や短期入所事業を実施していますが、市内には児童を対象とした短期入所事業所が設置されておらず、家から近い身近な場所で短期入所を利用できることが望まれています。また、日中一時支援事業等については、施設設備上の問題による肢体不自由児の受け入れや医療ケアを必要とする児童の受け入れの拡充が課題となっています。

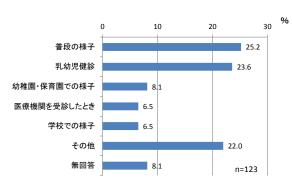
³³発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(AD/HD)、その他類似の障がいであり、通常低年齢において現れる症状のうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がいを指す。

主な通園・通学先

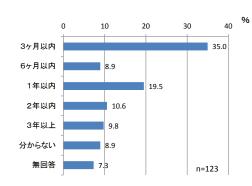
障がいや発達の不安に気づいたきっかけ

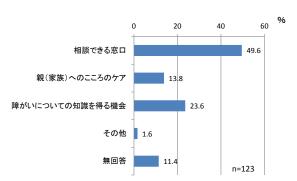




医療機関や専門相談機関に 受診・相談するまでの期間

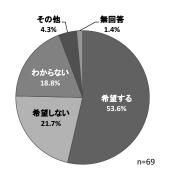
医療機関や専門相談機関に受診・相談 するまでに受けたい支援

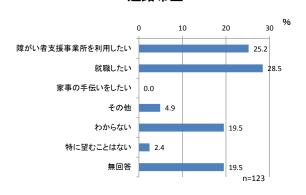




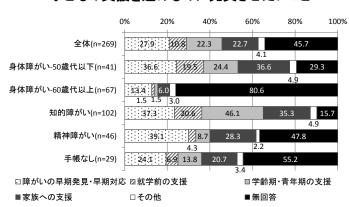
放課後や夏休みなどの居場所 (デイサービス)の利用意向

学校卒業後の 進路希望





子どもの支援を進めるのに充実させたいこと



当事者アンケート

~発達に不安のある子どもに関するヒアリング調査の意見例~

- ・ショートステイが市にあると、子どもと親が離れるときにとても安心できる。(当事者)
- 市立病院は、病児保育室ができたり小児科も復活したし救急病棟ができたり充実してきた。一環 として、医療がある短期入所が可能なら魅力がある、(当事者)
- ・幼児期で必要とする日中一時の療育で、「ティーチプログラム」のようなものが必要。(当事者**の**親)
- ・普通学級にも子どもの障がいを認めていない人がいるので、早期発見は大事という親の意識を育てないといけない。専門家にアドバイスをしてもらいフォローしていくことが必要。 親を育てると一緒に子どもも育つ。(当事者の親)
- 自立支援センターとハローワークが連携をやっているがもう少し強化できないか。ジョブ コーチ的なことの強化をしてもらいたい。(事業者)
- ・放課後デイサービスの事業者がたくさんできているが、どう利用していくかというところでは、ケアマネジメント的に相談事業所がかかわることが大事になる。(支援者)
- ・放課後デイは新しいところを作るというより今あるものをよりよいものにしていく、より 良いサービスを提供するという方向をまず出すべき。(支援者)
- ・大和市内に児童の受け入れする短期入所施設があるとよい。(支援者)
- 通所デイサービスは北部に偏っているが、身体障害者系のデイサービスが北部にはない。 (支援者)
- ・学齢になっても福祉的な配慮が必要で療育的な支援を望まれている方の放課後デイサービスニーズは高い。児童発達支援事業に力をいれる必要があると思う。(事業者)

本市の主な取組

- 障がいや発達に不安がある子どもの相談に、こどもの発達相談支援システムの専門スタッフが対応するとともに、子育て支援の一貫として、子どもの健全な成長と家族が安心した子育でできるように、必要に応じて家庭相談員等が相談・支援を行っています。
- 保育園・幼稚園・学校では、障がいのある子どもとない子どもが共に学び、協力し合うこころを育み、共に成長することを目指した交流保育・交流及び共同学習を行っています。
- 子どもたちが障がいのあるなしにかかわらず、共に理解し学びあう教育を目指し、特別支援教育34の充実を図っています。
- 障がいの度合いや教育的ニーズの多様化へ対応するため、専門性の高い人材や市内小・中学校の環境整備が必要であることから、市内に県立特別支援学校を設置するよう県に対して要望を行っています。
- 障がい児の家族のための休養や病気など緊急時の対応として、日中一時支援事業や短期入 所事業を実施しています。

³⁴特別支援教育

特別支援学校(盲・聾・養護学校)、特別支援学級などに在籍する児童・生徒だけではなく、通常の学級に在籍している、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)、高機能自閉症(知的発達の遅れを伴わない自閉症)などの発達障がいの子どもも含めて、一人ひとりにきめ細やかな支援をしていく教育。

施策の方向

- ○総合的な支援体制や児童発達支援など、早期療育のための受け入れ体制を充実します。
- 〇保育園・幼稚園・学校でインクルーシブ教育を推進します。(特別支援教育の充実を図ります)
- 〇一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう、各部門での連携を強化します。
- ○短期入所や日中一時支援事業の充実に努めます。

主な事業	内 容	所管課
乳幼児期からの交流	保育園等において、障がいのある子どもの成長を促すととも	保育家庭課
	に、障がいのある子どももない子どもも、地域で共に生きる	
	意識の醸成を図るため、統合保育を行います。	
交流教育の推進	小、中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養	指導室
	うとともに、障がいのない児童・生徒に、障がいへの理解を	
	深める交流教育を行います。	
私立幼稚園特別支援	統合教育を行う私立幼稚園設置者に補助金を交付することに	こども総務課
教育支援事業	より、心身に障がいのある幼児との統合教育を推進します。	
こどもの発達相談支	早期療育により健全な発育・発達を促すための相談・指導・	保育家庭課
援システム	訓練を行います。心理士・作業療法士・言語聴覚士・保育士	
	などの専門スタッフが個別・グループ指導または、来所・訪	
	問等により専門的見地から訓練・支援等を行います。	
松風園運営事業	障がい者、障がい児の自立と社会参加を目指し、基本的生活	障がい福祉課
	習慣の習得や環境への適応性を養うなど、必要な訓練や支援	
	を行います。運営は指定管理者が行います。	a+ + 4 + + = + + = =
障害者処遇委員会運	障がい児や配慮が必要な児童の進路について、医師や福祉関	障がい福祉課
営事業	係者、教員等の関係者により検討を行い、進路の参考としま	
+15 XX 157 = 117 + XIX	す。 	11-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-
就学相談事業	障がいのある児童・生徒の自立に向けた適正な就学を行うた	指導室
	め、就学相談を行います。適切な就学・教育のための相談業	
	務の充実を図ります。	14.\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
ことばの教室運営事	ことばと聞こえの障がいを改善するため、児童の症状に合わ	指導室
業	せた指導を行い、コミュニケーション能力の向上を図ります。	14.XX
特別支援教育推進事	教育上配慮を必要とする児童、生徒に対し、教育的ニーズに	指導室
業	応じたきめ細やかな支援を行うために、必要に応じて特別支援を含みませる。 まる ままま かんしゅう はいしょう はいしょう はいしょう かんしゅう はいしょう はいしょく はい	
	援教育ヘルパー、特別支援教育スクールアシスタントの派遣、	
	特別支援教育巡回相談チームを設置し、各学校に派遣するな	
性则士运数吞亚克韦	ど、特別支援教育の充実を図ります。 まれるいればなのは別まなどのである。	松落中
特別支援教育研究事	市内全小中学校の特別支援学級が合同で行事を実施すること	指導室
業	や、担当教員による共同研究を行うことにより、特別支援教	
性见士授教本教++/世	育の充実を図ります。 障がいのある児童・生徒の個々の障がいの状態や教育課題に	北道 安
特別支援教育教材備		指導室
品等整備事業	対応するため、教育施設の整備や教材・教具の充実に努めま	
 特別支援教育就学奨	す。 市内の公立小・中学校の特別支援学級へ就学する家庭に対し	学校教育課
特別文族教育就学奖 励事業	中内の公立が・中学校の特別支援学級へ就学する家庭に対し 所得に応じて給食費や学用品費、通学費等の援助を行います。	子似
<u> </u>	所得に心して和良質や子用品質、通子質等の援助を1717より。 保育所等に通う児童につき、その保育所等に訪問し、その保	保育家庭課
休月川寺初向又抜争 業	休月別寺に进り児里にりる、ての休月別寺に訪问し、その休 育所等における他の児童との集団生活への適応のための専門	休月多庭味
*	自別等における他の元重との集団主治への過心のための等に 的な支援等を行います。	
	いん又汲守でリバムタ。	

相談機関連絡先

相談機関		
大和市教育委員会 指導室	大和市下鶴間1-1-1	046 (260) 5210
大和市青少年相談室	大和市中央1-5-14	<代表>
		046 (260) 5036
ヤングテレホン		046 (260) 5040
(子どもが自分や友達のこと	で相談する電話です)	040 (200) 0040
親と子の相談電話		046 (261) 7830
(親が子どものことで相談す	る電話です)	, ,
不登校相談電話		046 (260) 5034
(親や子どもが不登校のこと)	で相談する電話です)	
いじめ 110番フリーダイヤル	こし いじめこれている士法の	0100 (074) 055
(いしめを受けている自分の) ことなどを相談する電話で	こと、いじめられている友達の *	0120 (874) 255
大和市家庭こども相談室	9	046 (260) 5618
林間小学校「ことばの教室」	大和市林間1-5-18	046 (274) 3231
草柳小学校「ことばの教室」	大和市中央3-6-1	
		046 (264) 1453
渋谷小学校「ことばの教室」	大和市下和田929	046 (267) 9388
神奈川県中央児童相談所	藤沢市亀井野3119	0466 (84) 1600
神奈川県立瀬谷養護学校	│横浜市瀬谷区竹村町28-1 │	<直通>
支援室		045 (302) 5374
		<代表>
	 横浜市瀬谷区二ツ橋町468	045(302)1616 <直通>
世宗川宗立二 ノ現食護子校 支援室	快洪川,根谷区 — ノ侗町 400	〜
人 版主		
		045 (365) 3711
神奈川県精神保健福祉センタ	横浜市港南区芹が谷2-5-	, ,
一 こころの電話相談	2	0120-821-6060
大和市障害者相談支援事業	「なんでも・そうだん・やま	دع
 大和市障害者自立支援	大和市鶴間 1 — 1 9 — 3	
センター	The state of the s	046 (265) 5198
サポートセンター花音	大和柳橋5-3-16	046 (268) 9914
相談支援センター 松風園	大和市西鶴間2-24-1	046 (272) 0040
福田の里	大和市福田74	046 (267) 8425

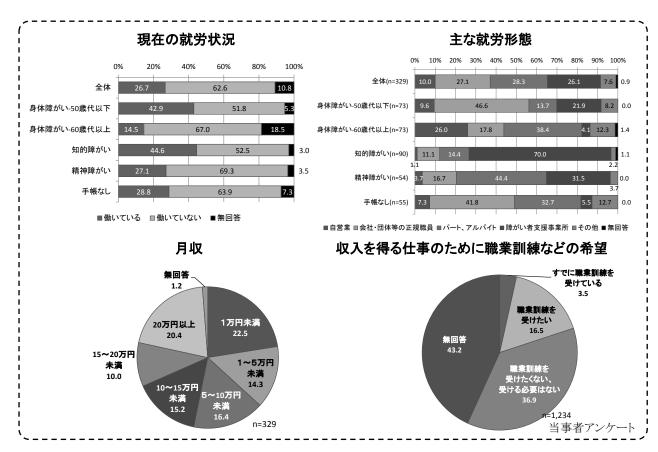
3-5 就労の支援



方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者が地域の中で自立した社会生活を送るために、就労は重要な要素です。健康状態に合わせた働き方、障がいの特性に適した仕事、職場の中での理解など適性や能力などその人の状況に合わせた多様な就労の場を確保することが必要です。
- 県内の法定雇用率(障害者の雇用の促進に関する法律)は、基準を下回っており、障がい 者の雇用に関する取り組みがなお一層必要な状況です。
- 大和市障害者自立支援センター³⁵を中心に、企業、公共職業安定所、サービス提供事業者 等の連携による就労支援が行われてきましたが、更なる充実が求められています。
- 〇 就労支援事業所など福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と工賃の底上げが課題となっています。また、これまで、日中活動としての就労を充実してきましたが、今後は、さらにその機能を充実するとともに、本人の状況に合わせ、就労を視野に入れたきめ細かな支援が望まれます。



³⁵大和市障害者自立支援センター

障がい者一人ひとりが個人として尊重され、その有する能力及び適性に応じ、地域での日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援や就労訓練支援などの支援事業を行うセンター。

働いていない理由

		働いていない理由											
	合計			施設に	重い障		希望す	通勤が	相談窓			その他	無回答
		中・就	ため	入所し	がいの			難しい		要がな	8 '		
		学前の ため		ている	ため		が得ら れない		からないため	いため	め		
		(C &)		ため		を含 む)	れない ため		いため				
						U /	1000						
A //:			20.0	2.0	10.0	22.2							0.0
全体	772	8. 9	39. 0	3.8	18.8	30.8	7.5	6.6	3.0	9.5	2.8	14.2	2.8
身体障がい-50歳代以下	88	14.8	3. 4	0.0	37.5	31.8	14.8	4.5	6.8	4. 5	1.1	13.6	4.5
身体障がい-60歳代以上	337	0.0	72.7	5.3	19.0	21. 1	2. 1	3.3	1.2	13. 9	0.9	10.1	3.0
知的障がい	106	53.8	0. 9	9.4	27.4	2.8	5. 7	2.8	0.0	1.9	1.9	10.4	1. 9
精神障がい	138	1.4	13.8	0.0	20.3	55.8	10. 9	14.5	5. 1	5.1	8.7	24.6	2. 2
手帳なし	122	4. 9	23.8	1.6	5. 7	48.4	14.8	10.7	5.7	10.7	3. 3	17.2	1.6

全体より5ポイント以上高い

全体より10ポイント以上高い

今後希望する就労形態

		今後希望する就労形態											
	合計	自営業を営みたい	正規職しきたい	臨パトルト分活わ働をい アイ自生あた方た	自宅で 仕事が したい	就練的たにてた別目し設っき	関する 指導を	現在の 仕続け い	その他	わから ない	特にない	無回答	
全体	1234	2.4	9.2	13. 1	8.5	7.8	8.6	10.8	5.3	10.9	19. 4	29.0	
身体障がい-50歳代以下	170	5.9	10.0	10.0	14.7	10.0	7.6	20.0	5.9	12. 4	8. 2	24. 7	
身体障がい-60歳代以上	503	2.0	0.6	7. 6	4.4	1.0	0.6	5.8	4.2	5.0	34.6	41.7	
知的障がい	202	0.5	12. 9	8. 9	4. 5	28.7	22.8	15.8	5.4	14. 4	6. 4	18.8	
精神障がい	199	3.5	17.6	23. 1	13.6	11.1	19.1	10.6	9.5	19.1	9. 0	12. 1	
手帳なし	191	1.0	18.3	23.6	13.6	3.7	6.3	11.5	5.2	14.7	11.5	23.0	
_			全体より5ポイント以上高い					全体より	10ポイン	/ ト以上高	高い		

就労するために必要と思われる内容

			就労するために必要と思われる内容											
	合計	障がい	就労に	職場の	就労先	心身の	通勤手	受け入	就職活	その他	わから	無回答		
			むすび	上司や	での	健康の	段の確	1	動に必		ない			
		の特性	つく技	同僚の	ジョブ	維持・	保	施設面	要な情					
			術や知	理解と	コーチ	向上		1	報の提					
			識の習	協力	等の支			備	供					
		な仕事	得		援									
		や就労 形態												
		//> //E												
全体	1234	24. 3	12.2	25. 4	6.3	21.1	6. 7	5. 3	7.1	3. 7	13. 9	37. 1		
身体障がい-50歳代以下	170	34.1	21.2	31.8	5. 3	22. 9	12.9	10.6	8. 2	4. 1	10.0	25. 9		
身体障がい-60歳代以上	503	9. 7	4.6	6.6	1.2	8.2	3.8	2.4	3.4	4. 2	17.7	58.4		
知的障がい	202	42.1	15.3	43.6	24.3	21.3	9. 9	10.9	12.9	1.0	9.9	18. 3		
精神障がい	199	42.2	17. 1	47.2	8. 5	42.2	7. 5	5. 5	11.6	4. 5	11.6	11. 6		
手帳なし	191	19. 4	14.7	28.8	1.0	35.1	4. 2	3. 7	7. 3	3. 1	14. 1	31. 4		
			全体より5ポイント以上高い				全体より	10ポイン	ント以上	高い				

~就労の支援に関するヒアリング調査の意見例~

- ・障がいがある子の働ける場、働ける子の環境を整えるジョブコーチを増やしてもらいたい。 (当事者)
- ・自立支援センターの「カフェふらっと」のような実習できる社会経験の場等が増えるとよいと思っている(当事者)
- ・発達障害の子とか、今までの就労相談ルートではないサポート校や、普通学級に通っていた中での相談など今まで対応できていなかったケースへの就労支援という課題がある。(支援者)
- 障がい者の法定雇用は身体や肢体などが多く、知的や精神はまだまだ難しい。(事業者)
- 福祉工場など、A型みたいなものを市内に増やす必要がある。施設らしくなく、企業と連携できるものを作っていきたい。(事業者)
- ・ 就労支援の事業所は多様性があって、仕事の内容も選べるのは何よりだが、そこに行かれず家にいるしかない人の問題は大きい。 一人暮らしをしている方は環境を整えられない。 (支援者)
- 精神の場合の出席率は5割程度なので、登録は実際の倍必要。就労に結びつければ人員が減ることになるというジレンマを抱えている。(事業所)

本市の主な取組

- 大和市障害者自立支援センターを中心に、就労促進のための相談、職場開拓、仕事を継続するための就労後フォローアップなど総合的な支援を行っています。
- 教育・保健・福祉・医療・労働の関係機関や国・県の就労施策、企業・サービス提供事業 者等との連携を図り、就労から定着までの支援を進めています。

施策の方向

- 障がい者就労施設等からの優先調達を推進し、障がい者の雇用環境改善を支援します。
- 市障害者自立支援センターの機能を中心に、総合的な就労支援の充実に努めます。
- サービス提供事業所において、本人の状況に合ったきめ細かな支援を実施します。
- 企業、公共職業安定所やサービス提供事業所等、関係機関の連携を深め、雇用の促進を 図ります。
- 障がい者の就労を支援するため、受注確保及び受注開拓、企業への啓発活動、就労先の 開拓による雇用の促進など就労環境の充実に努めます。
- 市内のサービス提供事業所間におけるネットワークづくりを活用し、共同受注の仕組み づくりを推進します。

主な事業	内 容	所管課
障害者自立支援セン	生活や就労に関する相談支援及び就労訓練支援に関する	障がい福祉課
ター運営事業	事業を行います。運営は指定管理者が行います。	
施設通所事業	通所施設を利用した生活介護等の日常生活訓練や就労前	障がい福祉課
	訓練等の実施により、障がい者の自立を支援します。	
障害者雇用促進事業	障がい者の雇用の促進と安定のため、障がい者を雇用して	産業活性課
	いる市内事業所に補助金を交付します。	
障害者の雇用促進	関係機関と連携して企業に対する啓発活動及び雇用相談	障がい福祉課
	を行います。	
障がい者地域作業指	企業等に就労することが困難な在宅の障がい者に作業の	障がい福祉課
導事業	場を確保し、訓練を通じて就労意欲の向上と社会生活適応	
	の指導等を行う市内の事業所に補助金を交付します。	

+

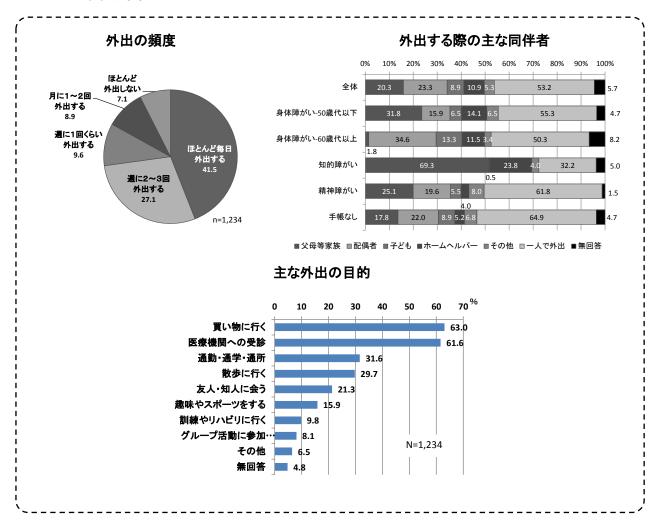
3-6 外出の支援



方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 移動に制約のある障がい者が地域において自立した生活を営み、社会活動等に参加するためには、外出の支援が必要です。市では外出支援の充実に努めてきましたが、さらに外出を容易にし、様々な活動に参加できるよう移動手段の充実を図ることが望まれています。
- 移動支援事業については、「利用時間を増やして欲しい」「利用目的を制限しないで欲しい」など多くの意見があります。また、利用が長期の休みや土日に集中することなどによる従事者不足の解消が課題となっています。
- 日中活動への送迎や日々の通園、通学、日中一時支援事業などの福祉サービスの利用のための送迎について、移動支援事業の利用やサービス提供事業者による送迎など多くの希望があります。



+

外出	する	上去!	二田	ス	L
71111	וסי כו	-c	– 23	$\omega - c$	_

			外出する時に困ること											
	合計			道路や								その他	特に困	無回答
			8	駅に階		8				- > +,,			ること	
				段や段				かかる	になる		うすれ		はない	
			りか困 難	差が多	えかわ かりに		(,				ばいい のか心			
		(۱)	美田	'		など)				小小口匠	配			
					, v .	'A C)					HL.			
全体	1234	6.2	12.6	15. 0	8.8	7.6	4. 7	18.7	11.5	17.0	17. 7	7. 5	29. 3	8.3
身体障がい-50歳代以下	170	7.6	20.6	22.4	7.6	15.3	9. 4	15.9	10.0	18. 2	12.9	8.8	22. 9	8.2
身体障がい-60歳代以上	503	7.8	16. 1	22.3	6.0	9. 7	3. 6	13.7	3. 2	12. 9	10.3	7.4	33. 2	10.3
知的障がい	202	4.0	12. 9	9. 9	22.3	9.9	9. 9	14. 9	11.4	16.3	38.1	8.9	17.3	8.9
精神障がい	199	8.0	10.1	8.0	14. 1	4.0	5. 0	35.7	29.6	30.7	26. 1	8.5	20.6	2.5
手帳なし	191	2.6	3. 1	3. 7	0.5	0.5	1.0	19.9	16.2	18.3	11.5	3. 1	40.8	9.9
			全休 ト	り5ポイ	v ku l	- 声い		全休 ト	り 10ポイ	''' FEL	上声い			

当事者アンケート

~外出の支援に関するヒアリング調査の意見例~

- ・大和は電車が3線あるだけでバスはあまり通っていない。こまめにコミュニティーバスの充実が望まれている。(当事者)
- 視覚障がい者が動くにあたり、移動支援の解釈を広く持って検討してもらいたい。(当事者)
- 重度の子は自分達で動けない。移動介護を使わなければならない。市が巡回バスなど出して もらえるとよい。(当事者の親)
- ・学校への送迎が親の負担になっており、特に養護学校に行かせている親の負担感が大きいので、よい軽減策が出てくれば親は助かるはずだ。(支援者)
- 肢体は特に車が使えないと大変であり、移動支援に車が利用できるようにしてもらいたい。 (支援者)
- 高齢に伴い送迎が課題、親御さんの体調が悪いとこられない、親御さんのレスパトイのため の送迎が必要。(事業者)

本市の主な取組

○ 地域生活支援事業として移動支援事業の実施やタクシー券の交付、自動車燃料費の助成、 福祉車両利用券の交付を行っているほか、協働事業として移動制約者の送迎を行うNPO 法人に対する支援や助成、コミュニティバスの運行など外出支援の充実に努めています。

施策の方向

- 移動支援事業として行うべき事項と、他の送迎サービスにおいて行うべき事項などの関係の整理を行い、より利用しやすいサービスを目指した検討を行います。
- 通所、通園、通学における、実施主体、実施方法や役割分担などについて、関係機関と の調整を行い、よりよい方法を検討します。
- 協働事業として実施している移動制約者移送サービス事業について、今後も支援を継続 し移動制約者の外出支援に努めます。

主な事業

主な事業	内 容	所管課
移動制約者移送サー	移動に制約のある高齢者や障がい者の外出を支援するた	障がい福祉課
ビス事業(協働事業)	めに、送迎事業を行うNPO 法人と市の協働事業を実施	
	し、移動手段の確保を図ります。	
移動支援事業	一人では移動が困難な障がい者・障がい児の外出をガイド	障がい福祉課
	ヘルパー36が支援し、自立と社会参加の促進を図ります。	
在宅重度障害者サポ	重度の障がい者・障がい児の地域生活の支援として、移動	障がい福祉課
ート事業	手段等への支援を行います。福祉タクシー券の交付、自動	
	車燃料費の助成や、福祉車両利用券の交付を行います。	
コミュニティバス運	障がい者、お年寄り、子育て世代など、市民の日常生活に	街づくり総務課
行事業	おける外出支援として、誰もが使いやすい移動手段を確保	
	するため、他の公共交通機関と連携しながらコミュニティ	
	バスを運行します。	

36 ガイドヘルパー

視覚障がい者や、全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者が外出する際に、歩行や車いすの介助を安全面に留意しながら行い、地域社会での自立した生活と社会参加を支援する人。

3-7 障がい者施設の整備

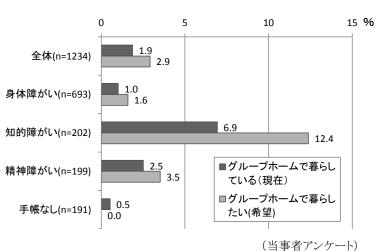


方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者が地域で安心した暮らしを送れるように、入所施設やグループホームの設置に対 し支援を行っています。
- 障がい者が充実した地域生活を送るための日中活動の場など、必要なサービスを提供でき る基盤整備が求められています。
- ◇ 障がい者が入所施設や長期入 院している病院から、地域で の生活に移行するための住 まいの場や自宅から自立し た生活を送る場として、グル ープホームの充実が求めら れています。
- ◇ 障がい者がアパートなど賃 貸住宅で暮らそうとする場 合、障がいの状況に合った暮 らすことのできる住宅の斡 旋、手続の支援、保証人の確 保などが課題となっています。

グループホームの利用(現状と意向)



~グループホームに関するヒアリング調査の意見例~

- ・グループホームに入るにしても1泊からでも練習させたい(当事者)
- グループホームを作るのはよいが、終の棲家はどうするか。グループホームは日中の体制 を取っていないので、日中の通いの場を考えなくてはいけない。(当事者)
- グループホームから出なくてはいけなくなった時入所施設かどこに行けばよいのか困るの で、グループホームにいられる仕組みがあればよい。ホームヘルパーの部分を充実して日 中・夜間も含めての介護の部分があれば、家があるので生活できる。(支援者)
- 若いお母さん方からはグループホーム体験の希望がある。ある程度の年齢で親元を離れる ことを考えている。(事業者)
- ・グループホームは日中、土日は誰もいない。重度化してくると土日の支援も必要。高齢化 によりこれからは土日の支援が必要になる。(事業者)
- 地域生活を考えたとき、グループホームが少ない。(支援者)

本市の主な取組

○ 充実したサービス提供ができるように、障がい者施設やグループホーム、サービス提供事業所など基盤整備に努めています。

施策の方向

- 市内の障がいのある方の入所施設や通所施設への、建設費借入金の返済に対する助成を 継続することにより、安定的なサービス提供体制を維持します。
- 親なき後の生活の場として、グループホームの設置について関係法人等との調整を行い、 設置促進に努めます。



主な事業	内 容	所管課
障害福祉施設建設費	社会福祉法人の障がい者社会福祉施設建設に伴う借入金	障がい福祉課
償還支援事業	の一部を助成し、経営の安定化を図るとともに、障がい者	
	へのサービス提供基盤を整備します。	
グループホーム等設	グループホーム等を新規設置する場合、バリアフリー化の	障がい福祉課
置促進事業	改修工事費の助成を行います。	

3-8 経済的自立の支援-



方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者が地域生活を営むうえで経済的な安定は重要です。経済的な安定や福祉の増進を 図る制度である国民年金や各種手当、税金の控除・減免等や市で行う様々な経済的な負担 を軽減する制度について、対象となる障がい者が適切に利用できるように周知を図る必要 があります。
- 障がい者の経済的自立を促進するために、一般企業等への障がい者雇用を一層進めることが必要です。また、一般企業への就労が困難な障がい者に対しては、福祉的就労の場において工賃アップによる収入の確保が求められています。

~経済的自立支援に関するヒアリング調査の意見例~

- 作業所の賃金が安い。(知的障害当事者)(当事者)
- ・移動支援の10%が個人負担になり、足の装具も1割負担。10%と言えどもけっこう負担が 大きい。(当事者)

本市の主な取組

○ 年金、税金の控除・減免等について、対象となる障がい者が適切に利用できるように周知を図るとともに、市の制度として、障害者福祉手当やグループホームの家賃補助など独自の支援を行っています。

施策の方向

- 税金の控除や減免・軽減等、様々な経済的な負担を軽減する制度などについて、対象と なる障がい者が適切に利用できるように周知徹底を図ります。
- 年金・手当・助成等について、対象となる障がい者が適切に利用できるように制度の周 知徹底を図ります。
- 障がい者の就労施策の充実を図り経済的な自立を促進します。

主な事業

主な事業	内 容	所管課
通所訓練費支給事業	障がい者が通所施設等を利用する際に就労訓練・通所の支	障がい福祉課
	援として交通費相当額を支給します。	
市障害者福祉手当支	障がい者の福祉を増進するため、重度・中度の障がい者に	障がい福祉課
給事業	対して年2回手当を支給します。(所得制限等あり)	
特別障害者手当等支	重度の在宅障がい者の生活を支援するために特別障害者	障がい福祉課
給事業	手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を支給します。	
障害福祉サービス利	児童発達支援センターの給食費の助成を行うことにより	障がい福祉課
用者負担軽減対策事	負担軽減を図ります。	
業		
年金や所得控除、各種	障がい者が受給できる年金や税の所得控除、公共料金等の	障がい福祉課
減免制度の周知	各種減免制度について、制度案内やホームページなどによ	
	り周知します。	
地域生活支援事業負	地域生活支援事業の福祉サービス利用負担について、低所	障がい福祉課
担軽減	得者等に配慮した負担の軽減を図ります。	
グループホーム等家	グループホームの入居者に対し、家賃助成を行います。	障がい福祉課
賃助成		
心身障害者医療費助	重度障がい者に係る医療費の自己負担を軽減し、負担軽減	障がい福祉課
成事業	を図ります。 (所得・年齢による制限あり)	

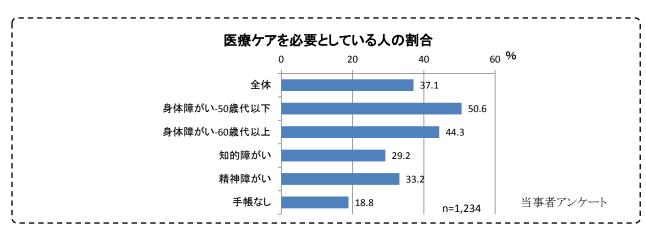
3-9 保健・医療の充実・



方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者が地域生活を営む上では、それぞれのライフステージに応じた障がいの軽減や自立支援のためのリハビリテーションが重要です。
- 障がいの原因となる疾病や重度化を予防する観点から、保健・医療・福祉の連携による健康管理のための相談や指導、障がい者が受診しやすい医療体制や医療ケアが必要な障がい者への対応の充実が求められています。
- 子どもの発達を支援するために、障がいの早期発見・早期療育、親への心のケアなど支援 体制の充実が求められています。



~医療・保健に関するヒアリング調査の意見例~

- ・医療費の助成について、精神の重度1級は大和市でも認められているが、2級の人も認めてほしい。(当事者)
- ・大和市の中に障がい者を受け入れる歯科医院を作ってほしい。(当事者)

本市の主な取組

- 障がいの原因となる疾病や重度化を予防するために、健康管理のための相談や指導、健康 教室等を行っています。
- 身体の障がいに係るリハビリ教室を開催し、自立した生活を送れるように支援するととも に保健師の訪問による療養指導を実施しています。
- 各種乳幼児健診やこどもの発達相談システムによる障がい児や、発達に不安のある子ども に対する相談やリハビリテーション、療育などの総合的な支援を実施しています。

施策の方向

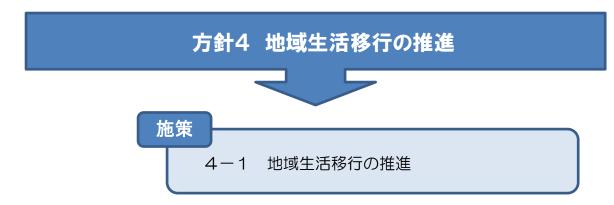
- 障がい者の身体機能の維持・向上を図るための保健・医療・福祉の連携に努めます。
- 障がいの原因となる生活習慣病等の予防や、早期発見のための各種健診事業の実施、予 防に向けた知識の普及や啓発を図るための健康講座や相談事業の充実を図ります。
- 子どもの発達を支援するために、障がい予防と早期発見のための乳幼児健診事業の充実 を図るとともに、障がい児や発達に不安がある子どもに対する総合的な支援の充実に努 めます。



主な事業

主な事業	内 容	所管課
乳幼児健康診査事業	各時期の発育、発達の確認や育児支援の4か月、8か月、	こども総務課
	1歳6か月、3歳6か月の各種乳幼児健診を実施し病気や	
	障がいの早期発見、早期支援を行います。	
乳幼児健診後のフォ	主に1歳6か月健診後の発達面の経過観察の場とし、対象	こども総務課
ロー教室	児や保護者に対する早期支援につなぐための機会、育児支	
	援を行います。また、保護者同士の情報交換の場とします。	
こどもの発達相談支	早期療育により健全な発育・発達を促すための相談・指	保育家庭課
援システム	導・訓練を行います。心理士・作業療法士・言語聴覚士・	
	保育士などの専門スタッフが、個別・グループ指導または	
	来所・訪問等により専門的見地から訓練・支援等を行いま	
	す。	
健康診査事業	健康診査や各種がん検診を実施し、市民の生活習慣病の早	健康づくり推進課
	期発見・早期治療に努めます。	
健康相談•教育事業	健康診査後の事後指導及び生活習慣病改善のための相談	健康づくり推進課
	希望者に対し、保健師・栄養士等による、生活習慣病予防	
	の相談・教育・訪問指導を実施します。	
自立支援医療等給付	障がいの軽減を図るために行う医療(身体障がい児者の障	障がい福祉課
事業	がいを軽減し機能回復を目的とした手術等、精神障がい者	
	の精神科通院医療費の一部)に係る費用負担の支援を行い	
	ます。	
障害者(児)歯科健診	歯科健康診査を行うことにより、虫歯等の口腔疾患を予防	障がい福祉課
事業	し、健康の維持・増進を図ります。	

4) 地域生活移行の推進



4-1 地域生活移行の推進---



方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者が入所施設や長期に入院している病院から地域での生活に移行するための住まいの場、並びに在宅の障がい者が自宅を出て自立した生活を送る場として、グループホームの設置が求められています。
- アンケートによる意識調査では、グループホームを利用しやすくするための支援として 「家賃などの経済的支援」「見学会等情報提供の機会」が必要と多くの方が答えており、 その支援が求められています。
- グループホームの利用者は、障害基礎年金と福祉的就労による工賃が主な収入である場合 が多く、家賃や光熱費を含む利用料などの経済的な負担の軽減が課題となっています。
- 障がい者がアパートなどの賃貸住宅で暮らそうとする場合、障がいの状況に応じた住宅の 斡旋、手続の支援、保証人の確保などが課題となっています。

~障害者の居場所に関するヒアリング調査の意見例~

- ・障がい者が集まる場所があると嬉しい。南部地区にはそのような施設がない。(当事者)
- ・グループホームがすぐに出来ないことを考えると、レスパイトのためにも短期入所の優先順位が高い。(事業者)
- ・地域福祉の観点から、入所施設の増加は見込めないが、施設入所ニーズは高まっている。入所施設の機能を持った、中規模グループホームの整備が必要である。

本市の主な取組

○ 本市では地域における生活の拠点として、グループホームの充実を図っています。

○ 障がい者や高齢者の住まい探し(民間賃貸住宅)に関する支援を、あんしん賃貸支援事業で行っています。

施策の方向

- 精神科長期入院患者や障がい者入所施設から、障がい者がグループホームに移行する際、 安心して移行できるように、体験入居を実施します。
- グループホーム利用者の利用負担軽減としての家賃助成を行います。
- 民間賃貸住宅を安心して借りられるよう、あんしん賃貸支援事業を実施します。
- 親なき後の住まいの確保や、障がい者が住み慣れた地域で生活することを支援するため、 グループホームの設置を促進し、充実を図ります。

主な事業

主な事業	内 容	所管課
グループホーム等設	グループホーム等を新規設置する場合、バリアフリー化す	障がい福祉課
置促進事業	るための改修工事費の助成を行います。	
グループホーム等移	入所施設等からグループホーム等への入居など地域移行	障がい福祉課
行推進事業	の際に、入居後の生活がスムーズに行われるよう支援する	
	ため、サービス提供事業者に対し助成を行います。	
グループホーム等家	グループホームの入居者に対し、家賃助成を行います。	障がい福祉課
賃助成事業		
地域生活援助事業	社会的自立を目指す障がい者の地域での生活を推進する	障がい福祉課
	ために、グループホームの利用にあたって、給付費を支給	
	します。	
あんしん賃貸支援事	住宅の確保が困難な高齢者や障がい者に、市、公益社団法	街づくり総務課
業	人、不動産事業者等が連携し民間賃貸住宅の登録や入居に	
	関する各種サポートを行います。	

5) 快適な生活空間の整備

方針5 快適な生活空間の整備

施策

5-1 住まいの場の整備

5-2 生活環境のバリアフリー化

5-1 住まいの場の整備----



方針の背景と施策の方向性

現状や課題

〇主に身体に障がいがある場合、自宅で安心した生活を送るためには、住宅の階段や段差な ど設備面の改修によるバリアフリー化が必要です。

本市の主な取組

- 重度障がい者が自宅でより快適な生活を送るために必要なバリアフリー化に伴う住宅改 良費について助成を行っています。
- 地域における生活の場となるグループホームの整備を進め充実を図っています。
- 障がい者や高齢者の賃貸住宅に関する総合的な支援を行うあんしん賃貸支援事業を行っています。
- 外出した際などに、施設の設備や人の対応などにより障がいが理解されないと感じている 人が多いことから、心のバリアフリーの推進やユニバーサルデザイン の視点に立った、 まちの整備改良等を進めていくことが求められています。

施策の方向

○ 重度障がい者が自宅でより快適な生活を送るために、必要なバリアフリー化に伴う住宅 改良費について、助成を行います。



主な事業

主な事業	内 容	所管課
重度障がい者住宅設	重度障がい者の在宅生活の利便性を高めるため、住みやす	障がい福祉課
備改良費助成	い住宅に改造するための費用の一部を助成します。(介護	
	保険制度との調整あり)	
グループホーム等設	グループホーム等を新規設置する場合、バリアフリー化の	障がい福祉課
置促進事業	改修工事費の助成を行います。	

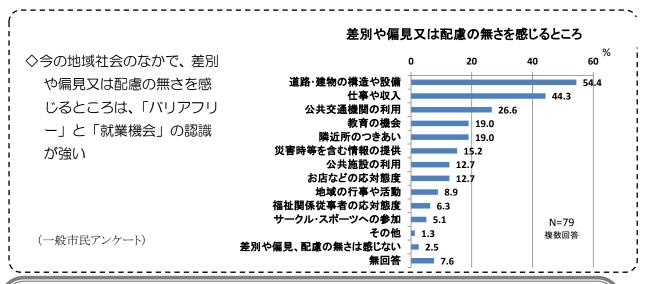
5-2 生活環境のバリアフリー化-



方針の背景と施策の方向性

現状や課題

○ 障がい者や高齢者等の移動に係る利便性及び安全性向上のために、公共交通機関・道路・ 施設において、バリアフリー化やユニバーサルデザイン³⁷の視点を取り入れながら整備を 進めることが必要です。



~バリアフリー化に関するヒアリング調査の意見例~

- ・駅から公共の施設(特に建設中の文化施設)までのアクセスを音声案内やバリアフリー化してもらいたい。(当事者)
- すべての公的場所のTVモニターに字幕をつけてほしい。新しく建てる公的施設は聴覚障がいの設備としてエレベーターはガラス張りにしてほしい。(当事者)

本市の主な取組

〇 「バリアフリー新法³⁸」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例³⁹」に基づいた、公共交通機関・道路・公園等の整備を進め、障がい者の移動及び施設利用の利便性と安全性の向上を図っています。

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある施設、製品、情報の設計(デザイン)を指す。

38 バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)。高齢者、障がい者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する法律。

3939神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

神奈川県が、福祉の街づくり条例を見直し、さらに誰もが住み良いバリアフリーのまちづくりを進めていくために、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーの考え方を基本に、より実効性の高いものとして平成 21 年 10 月に施行した条例。

³⁷ ユニバーサルデザイン

- 市内8つの鉄道駅全てにエレベーターが設置され、駅構内における移動の利便性及び安全性が向上しました。また、「大和市交通バリアフリー基本構想」において指定された道路や施設の整備が進められています。
- ユニバーサルデザインの視点に立った誰にでもやさしいまちの実現を目指して、庁内関係 各課の連携によるユニバーサルデザイン推進会議を設置し、ユニバーサルデザイン推進の ために必要な事項の協議を行っています。

施策の方向

○ 「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共交通機関・道路・公園等の整備をすることにより、障がい者の移動及び施設利用の利便性と安全性の向上を図り、誰もが快適に暮らせるように、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

主な事業

主な事業	内 容	所管課
鉄道輸送円滑化促進	鉄道輸送力の増強や駅施設の整備・改善を図り、バリアフ	街づくり総務課
事業	リー化を進めるため、改善等を関係業界へ要望します。	
ユニバーサルデザイ	職員対象のユニバーサルデザインに関する研修会や情報	街づくり総務課
ン推進事業	提供を通じ、知識や意識を深めることで、市民サービスの	健康福祉総務課
	向上を図ります。	
公共施設の整備・改善	公共施設や公園など誰もが使いやすいように「神奈川県み	関係各課
	んなのバリアフリー街づくり条例」に基づいて整備・改善	
	を図ります。	
建築物バリアフリー	「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街	建築指導課
審查事務	づくり条例」に基づき、公共的施設を建築しようとする事	
	業者に対し、障がい者、高齢者等が施設を安全かつ快適に	
	利用できるような整備を進めるよう指導、助言、協議書の	
	審査等を行います。	
民間施設の整備・改善	「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街	関係各課
要請	づくり条例」の周知・啓発を行い、民間の施設等について	
	整備・改善を図るよう働きかけます。	

Н

5章. 障がい福祉計画

1. 計画の策定にあたって

障がい福祉計画については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」)の基本指針に即して定めます。第4期障がい福祉計画については、第3期計画の実績を踏まえ、策定します。

1) 第4期障がい福祉計画に定める事項

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の基本指針に沿って、障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する必要量の見込みを定めます。

<定める事項>

- 各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み
- 指定障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要量を確保するための方策
- 地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

2) 第4期障がい福祉計画策定のポイント

- 目標値・サービス見込み量に対する方針は第3期を踏襲する 第4期計画は平成27年度から平成29年度までとし、第3期計画策定時の基本指針におい て示した数値目標の考え方を、第4期計画の策定においても基本的に踏襲します。
- 第3期計画の進捗状況の分析と評価にもとづく計画とする 第3期計画の実績に基づき、第4期計画に向けた課題の整理を行い、それらを踏まえサービス基盤整備を推進します。こうした取り組みを念頭に置き、数値目標及びサービス見込み 量を設定します。

3)計画の期間

第4期計画は、第3期計画の実績を踏まえ、必要な見直しを行い、平成27年度から平成29年度までを計画期間とします。

2. 計画の方針

1) 基本的な考え方

○ 障がい者の相談支援体系の見直しに適切に対応します。

サービス等利用計画作成対象者が大幅に増加することから、現行の相談支援事業所 「なんでも・そうだん・やまと」を中心に関係機関と連携を図り、相談支援体系の見 直しに適切に対応していきます。

○ 病院から地域生活への移行支援を進めます。

受け入れるための環境が整えば退院可能な精神障がい者の地域生活移行を進めるため、安心して地域生活が送れるように支援体制を整備します。

○ 就労支援を充実します。

大和市障害者自立支援センターを中心に、総合的な就労支援の強化を進めるととも に、労働関係機関との連携を深め、障がいのある方の雇用促進を図ります。

○ グループホームの入居や在宅等の地域移行を進めます。

地域の生活の場としてのグループホーム等の設置をさらに促進し、入所施設等から の移行や在宅で生活する障がい者が引き続き地域で暮らすための支援を行います。

以上の考え方に基づき、第3期障がい福祉計画の数値目標と見込量の設定を行いました。

2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値

(国の指針)

数値目標設定の考え方

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとする。
- ・ 平成 29 年度末において、平成 25 年度末時点の施設入所者数の4%以上を削減する。

(本市の考え方)

(1) 福祉施設から地域生活への移行者数

平成 25 年度末時点での施設入所者の12%以上を基本とするという国の方針に留意し、平成 26 年度の動向を含むこれまでの実績、施設に入所している障がい者の状況やニーズ、今後のグループホームの整備見通しなどを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

(2) 施設入所者数の削減

平成 25 年度末時点での施設入所者の4%以上の削減を目指すという国の方針については、将来に向けた長期的な目標として、その趣旨は尊重しつつ、平成 26 年度の動向を含むこれまでの実績、施設に入所している障がい者の状況やニーズ、今後のグループホームの整備見通しなどを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

(具体的目標)

項目	数值	考え方
平成25年度末の入所者数A	160人	平成25年度末の数
【目標値】地域生活移行B	17人	(A)のうち、平成29年度末までに地域生活に
【日际恒】地域土泊物11日	(10.6%)	移行する方の目標数
新たな施設入所利用者C	17人	平成29年度末までに新たに施設入所支援が
利にな地設入別利用自じ	17人	必要な利用人員見込み
平成29年度末の入所者数D	160人	平成29年度末の利用人員見込
平成と9年度本の人所有数し	100%	(A-B+C)
【目標値】入所者減少見込E	0人	差引減少見込数
1日际恒】入州石减少兄处亡	(O.O%)	(A-D)

3)地域生活支援拠点等の整備に関する目標

(国の指針)

数値目標設定の考え方

・ 平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備する。

(本市の考え方)

県の事業や地域における既存施設・事業所の機能を活用し、一体的な機能整備により効果的な支援体制を整備します。

(具体的目標)

項目	方策		
地域生活支援拠点の施設数	地域における既存の施設・事業所の有する有機的な連携によ		
地域主心又接触点の地設数	り、面的な機能整備を行います。		

4) 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値

(国の指針)

数値目標設定の考え方

- ・一般就労への移行実績を平成29年度において平成24年度の2倍以上とする。
- ・就労移行支援利用者数を平成29年度末において平成25年度末より6割以上増加する。
- ・平成29年度末において就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

(本市の考え方)

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とする国の方針に留意しつつ、これまでの実績、福祉施設を利用している障がい者のニーズ、ハローワーク等の労働施策との連携体制などを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

(2) 就労移行支援事業の利用者数

平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数の 6 割以上を増加するという国の指針については、将来に向けた長期的な目標として、その趣旨は尊重しつつ、平成 29 年度の目標値については、これまでの実績、福祉施設を利用している障がい者の状況やニーズ、就労移行支援事業所の状況などを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

(3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

実利用者の就労移行率が3割以上である事業所の比率が、事業所全体の5割以上とする国の指針に留意しつつ、実情を踏まえて目標を設定します。

(具体的目標)

項目	数值	考え方
平成29年度末の一般就労への移行者数	30人	平成 29 年度末目標値
平成25年度末の就労移行支援事 業の利用者数	62人	平成25年度末現在
平成29年度末の就労移行支援事 業の利用者数	100人 (161%)	平成29年度末目標値
平成25年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の率	50%	平成25年度末現在
平成29年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の率	50%	平成29年度末目標値

3. 指定障がい者福祉サービス・指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み

居宅介護 (ホームヘルプ)・生活介護・就労移行支援・児童発達支援・短期入所等の指定障害者福祉サービス及び相談支援の平成29年度までの必要量を実績に応じ見込んでいます。

1)訪問系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障害がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が 著しく高い場合に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行 います。
同行援護	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要 な援護を行います。

(年度別月あたり見込量)

サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系サービス(合計)	時間	4,524	5,319	6,241
	人	247	260	273

2)日中活動系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。

就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な 知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援A型	
就労継続支援B型	るA型と非雇用型であるB型があります。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上 の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所(福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施 設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所(医療型)	福祉型—障害者支援施設等において実施します 医療型病院、診療所、介護者人保護施設において実施します

(年度別月あたり見込量)

サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
- 大江 人莊	人日	7,015	7,498	8,004
生活介護	実利用者数(人)	305	326	348
	人日	46	46	46
自立訓練(機能訓練)	実利用者数(人)	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日	230	276	322
	実利用者数(人)	10	12	14
计学 移写本语	人日	1,725	2,346	3,174
就労移行支援 	実利用者数(人)	75	102	138
就労継続支援 A 型	人日	414	437	483
就力 N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	実利用者数(人)	18	19	21
就労継続支援 B型	人日	6,923	7,038	7,153
机力性机义接 D 至	実利用者数(人)	301	306	311
療養介護	年間見込量(人)	14	15	17
短期入所(福祉型)	人日	386	422	475
	実利用者数(人)	61	63	66
/=+0.3 =€//=:+==\\	人日	11	22	22
短期入所(医療型) 	実利用者数(人)	1	2	2

3)居住系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容			
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の サービスを提供します。			
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。			

(年度別月あたり見込量)

サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人/月	169	189	209
施設入所支援	人/月	165	168	171

4)計画相談支援

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容
計画相談支援	総合的な相談、サービスの利用援助などの場合のサービス利用計画 ⁴⁰ の作成などを行います。
地域相談支援(地域移行支援)	総合的な相談、サービスの利用援助などの場合のサービス利用計画の作成などを行います。 地域移行支援入院中から、住居の確保や新生活の準備等の支援
地域相談支援(地域定着支援)	を行います。 地域定着支援地域生活している者に対し、24時間の連絡相談等 のサポートを行います。

(年度別見込量)

サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	148	186	204
地域相談支援(地域移行支援)	人/年	5	5	5
地域相談支援(地域定着支援)	人/年	3	3	3

5) 障がい児対象

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容				
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。				
医療型児童発達支援	児童発達支援および治療を行います。				
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要 な訓練、社会との交流の促進等、必要な支援を行います。				

⁴⁰ サービス利用計画

障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談 支援事業者が作成する。指定相談支援事業者は障がい者の心身の状況、環境、サービス利用に関 する意向その他の事情を勘案して、利用するサービスの種類、内容等についての計画を立てるととも に、サービス提供が確保されるように関係機関との連絡調整等を行う。

保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等、必要な支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援の種類および内容等を記載した「障害児支援利用計画案」を作成し、その後の決定に係る「障害児支援利用計画」を作成します。 保護者によって障害児支援利用計画が適切であるかどうか検証し、 保護者の意向その他事情を勘案して「障害児支援利用計画」の見直 しを行い、関係者との連絡調整等を行います。

(年度別月あたり見込量)

サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
10 ÷ 38/+ + 45	人日	1,238	1,318	1,402
児童発達支援	実利用者数(人)	204	217	231
医康利因辛及法士塔	人日	0	0	О
医療型児童発達支援 	実利用者数(人)	0	0	0
加無悠空ごとせ、ビフ	人日	2,165	2,303	2,451
放課後等デイサービス	実利用者数(人)	400	426	453
/D 存配 签	人日	10	10	10
保育所等訪問支援	実利用者数(人)	10	10	10
障害児相談支援	人	705	745	785

4. 地域生活支援事業の内容及び必要量の見込み

意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業等の地域生活支援事業について平成 29年度までの必要量を実績に応じ見込んでいます。

1)相談支援事業

事業として、次のような支援を行います。

- ・福祉サービスに係る情報の提供
- 地域での生活をしていくための支援
- 権利擁護のための必要な援助
- ・専門のサービス提供機関

自立支援協議会を設置し、相談事業の評価や困難事例への対応に係わる調整を行います。 第1期計画では、相談支援事業の見込み量については、各事業の見込み箇所数を見込みま した。

第2期計画では、国の基本指針の変更に伴い、相談支援各事業別に実施の有無を見込みました。

第3期計画では、「サービス等の利用計画」作成の対象者が大幅に拡大することを見込ました。

第4期計画では、相談支援各事業別に実施の有無を見込みました。。

(年度別の見込)

	相談支援事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相	実施見込み箇所数		4 箇所	4 箇所	4 箇所
相談支援	障害者相談支援事業	実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
援	援地域自立支援協議会実施見込みの有無		有	有	有
基	基幹相談支援センター等 実施見込みの有無 機能強化事業		有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施見込みの有無	有	有	有

2) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者・要約筆記者⁴¹派遣事業、手話通訳設置事業を行います。。

第 1 期計画では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の年あたりの延べ利用者数を見込みました。

第2期計画では、国の基本指針の変更に伴い「手話通訳者・要約筆記者派遣事業及び手話 通訳設置事業の実利用者数」を本市の実績に基づき見込みました。

第3期計画では、平成23年度に手話通訳設置者数を1人から2人に増員しました。

第4期計画では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の延べ利用人数及び手話通訳設置事業の実設置者数」を本市の実績に基づき見込みました。

(年度別の見込)

相談支援事業	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業の延べ利用者数	人	532	559	598
要約筆記派遣事業の延べ利用者数	人	31	40	42
手話通訳設置事業の実設置者数	人	2	2	2

⁴¹要約筆記者(筆記通訳者)

話の内容を筆記により伝えることで、聴覚障がいや音声言語機能障がいのある人のコミュニケーションを支援する人。

3)日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業として、在宅の重度の障がい者(児)の方を対象に、日常生活上 の困難を解消するための用具を給付します。

第2期計画では、ストーマ装具42等を含めた用具の種類ごとの給付等見込み件数を実績に 基づき算出しました。

第3期計画では、「用具の種類ごとの実績」を勘案し推計しました。

第4期計画では、「用具の種類ごとの実績」を基に勘案し、推計しました。。

(年度別の年あたりの見込量)

日常生活用具給付等事業	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
合 計	件	4, 181	4, 314	4, 452

4)移動支援事業

移動支援事業は、身体障がいの内全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者等が移動 する際の支援を行います。

第2期計画では、実施見込み箇所数、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間の実績を基 にしました。

第3期計画では、実績のほか、平成23年10月から開始された「同行援護」のサービス 見込み量を勘案し、推計しました。

第 4 期計画では、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間を基に推計しました。

(年度別の年あたりの見込量)

移動支援	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	人	322	358	398
延べ利用時間数	時間	20, 844	24, 971	29, 915

5) 地域活動支援センター

障がいのある方の日中活動(創作活動や社会交流的活動等)の場を提供する事業で、定員 規模や事業所によって活動内容が異なります。

第1期計画では、地域活動支援センターの基礎的事業の実施見込み及び機能強化事業の実 施見込み箇所数を算出しました。

第2期計画では、今後の地域作業所の移行状況を勘案するとともに、国の基本指針の変更 に伴い「市内、市外別の実施見込み箇所数・実利用見込み者数」を見込みました。

第3期・第4期計画では、「市内、市外別の実施箇所数・実利用数」を勘案し推計しまし た。

⁴² ストーマ装具

人工肛門等から排泄される尿や便を貯留するために腹部に作るビニール製の装具。

(年度別の見込量)

地域活動支援センター		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
丰中	実施箇所数	箇所	1	1	1
市内	実利用者数	人	134	142	151
±N	実施箇所数	箇所	3	3	3
市外	実利用者数	人	3	3	3

6)日中一時支援

主に障がいのある児童を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行います。

第2期計画では、年あたりの実施見込み箇所数、実利用見込み者数を実績に基づき算出しました。

第3期計画では、障がい児については、新たに創設される「放課後等デイサービス」に移行することから、障がい者のサービス見込み量の実績を勘案し推計しました。

第4期計画では、年あたりの実利用見込み者数に基づき算出しました。

(年度別の見込量)

日中一時支援	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数	人	2, 274	2, 551	2, 862

7) 訪問入浴サービス

ホームヘルパー対応では入浴が困難で、かつ施設にも通所できない重度障がいの方等を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。

訪問入浴サービスについては、第3期計画期間中の実利用者の増加状況と一人当たり年間 利用回数の実績から見込みました。

(年度別の見込量)

訪問入浴	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用見込み者数	人	627	693	759

5. 目標値と必要量を確保するための方策

1)新たな障害福祉サービスへの円滑な移行促進

本市では、障がい者が個人として尊重され、能力や適性に応じて地域の中で日常生活や社会生活を送ることができるよう、自立と社会参加をサポートしていくための福祉施設として、大和市障害者自立支援センターを設立しています。

今後も、大和市障害者自立支援センターを中核として、市内に4箇所の指定相談事業所を配置し、障がい福祉サービス利用などの相談を通して、また、市障害者自立支援協議会を活用し利用者ニーズを把握の上新たな障がい福祉サービスへの円滑な移行を促進します。

2) 障害福祉サービス提供事業者の育成

本市では数多くの障害福祉サービス提供事業者があり、障がい者の日常生活を支援していますが、利用者からのニーズに対応するために、個々の障がい特性に応じた多種多様な支援が求められます。

このため、地域で活動している様々な団体や非営利活動法人等に対して研修を実施するなど障害福祉サービス提供事業者を育成するとともに、新たな障害福祉サービス提供事業者を誘導するなど、見込量の確保のための基盤の充実を図ります。

3) 近隣市町村等との広域的な連携

本市では障がい者の地域生活を支援するため、市内のみならず広域的な連携のもとで事業を展開してきました。多様化するニーズに対応し、障害福祉サービスが選択できる環境を確保するためには、引き続き広域での連携体制は欠かせないものと考えます。

今後も、近隣市町村や県の関係機関との連携を強化しながら、市民生活のニーズに応えていける環境づくりを進めます。

資料編

1. アンケート調査結果

1) 当事者アンケート

(1)調查目的

「大和市障がい者福祉計画」の策定にあたり、大和市の障がい福祉施策の実施状況、その他障害者自立支援法の施行に伴う新たな課題、障がい者を取り巻く状況の変化等をふまえ、今後の施策の課題および方向性について検討することを目的としてアンケート調査を行いました。

(2)調査対象と回収率

発送数•回収数

	発送	回収	回収率(%)
当事者	2,300	1,234	53.7

回答数の内訳(当事者)

	回答数	割合 (%)
全体	1,234	100.0
身体障がい	693	56.2
知的障がい	202	16.4
精神障がい	199	16.1
手帳なし(含無回答)	191	15.5

- 注)手帳保持者ベース、複数回答(重複障害)である
- 注)「手帳なし」は概ね「自立支援医療受給者証」による 精神通院医療の受診者と見ることができる

(3)調查方法 郵送調查法

(4) 回収期間 平成26年8月4日~平成26年8月25日

(5)調查項目

- ①当事者の概要
- ②地域移行・地域での生活
- ③悩み事、困ったことと相談機能
- ④障がい者の権利擁護
- ⑤災害時の避難(防災・減災)
- ⑥就労
- ⑦余暇支援•外出支援
- ⑧障がい児支援

- ⑨医療ケア
- ⑪精神医療
- ⑪日常生活
- ⑫介助・支援の悩み
- ⑬大和市障害者自立支援センター
- ⑭暮らしの満足度
- 15成年後見制度

2) 一般市民アンケート

(1)調查目的

「大和市障がい者福祉計画」の策定にあたり、障がい者の地域への移行が進む中で、受け皿となる地域側ではどのような意識を有しているかを把握することを目的として、一般市民へのアンケート調査を行った。

(2)調査対象と回収率

発送数•回収数

発送数•回収数

	発送	回収	回収率(%)
一般市民	200	79	39.5

(3)調查方法 郵送調查法

(4) 回収期間 平成26年8月4日~平成26年8月25日

(5)調香項目

答数の属性

- ① 回答数の属性
- ② 障がい児や障がい者の実態や取組
- ③ 障がい者を対象とした福祉の基本的な考え方
- ④ あなたと障がいのある人との交流等について
- ⑤ 障がいのある人に対する地域社会
- ⑥ 障がいのある人に対する支援について
- ⑦ 障がいのある人の権利擁護について

2. ヒアリング調査結果

(1)調査目的

「大和市障がい者福祉計画」の策定にあたり、大和市の障がい福祉のニーズや課題を整理することを目的としたヒアリング調査を実施しました。大和市の障がい者等に関わる活動団体、学校、福祉サービスの提供主体等、各団体の現状と課題や今後の意向を聴取しました。

(2)調査対象

調査対象は、大和市障害者自立支援協議会の各部会の構成メンバーのほか、サービス提供事業者、保育・学校、当事者団体を選定しました。

ヒアリング調査対象団体一覧

分類	団体名	備考
大和市	身体障害者部会	
障害者	児童部会	
自立支援協	精神障害者部会	
議会	自立生活支援部会	
	福田の里	入所事業所•身障生活介護
サービス	やまねっと	就労継続支援B型(身体・知的)
提供	NPOアシストやまと	グループホーム
事業者	NPOボイスの会	就労継続支援B型(精神)
	大和市障害者自立支援センター	就労支援・生活相談
	松風園	福祉型児童発達支援センター
保育•	緑野保育園	
学校	大和市教育委員会	
	瀬谷養護学校	特別支援学校
	大和市身体障害者福祉協会	
	大和市身体障害者福祉協会 視覚部	
当事者	大和市身体障害者福祉協会 聴覚部	
コチロ 関係	大和市肢体不自由児者父母の会	
人	手をつなぐ育成会	知的障がい者関係団体
	自閉症児・者親の会	自閉症児・者関係団体
	大和市精神障害者家族会(大和さくら会)	精神障がい者関係団体
l 相談支援		大和市障害者自立支援センター、サポー
事業所	なんでも・そうだん・やまと	トセンター花音、相談支援センター松風
尹未川		園、福田の里

(3) 調査方法 郵送調査法

実施にあたっては、事前にヒアリング調査票の記入を依頼し、その後、団体ごとに個別に2時間程度のヒアリングを実施しました。

調査項目は、各団体の現状と課題のほか、市の相談事業、就労・地域生活に関する取り組み、障害者自立支援法施行後の変化、他団体・他機関との連携状況、地域や行政に期待することなどとしました。

(4) 回収期間 平成26年6月30日~平成26年9月17日

ヒアリング調査の結果

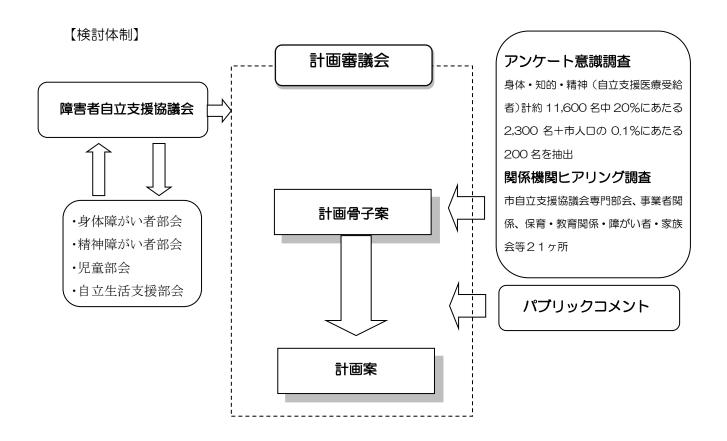
各関係団体から、様々な意見、指摘をいただき、大和市障がい者福祉計画策定に向けての問題点や課題が明らかになった。当事者団体、支援者、教育・療育機関それぞれからの意見を踏まえた問題点課題は次の通りである。

は次の通りである	当事者団体	支援者	教育・療育
活動	◆会員(当事者あるいは 親)の高齢化 ◆会員が増えない	◆自立支援協議会の周知 促進 ◆関係機関の連携強化	◆地域連携の一層の強化
市の相談事業	◆「やまとなんでもそう だん」の一層の周知	◆ライフステージを通じた相談支援体制の確立 ◆相談支援員のスキルアップ	◆相談支援機能の充実と PR
就労• 地域生活	◆就業機会の創出・育成 ◆ジョブコーチの充実 ◆親なき後の終の棲家 ◆グループホーム入居 者の高齢化対応	◆福祉的就労の創出◆生活介護-就労移行-就労支援の弾力的運用◆親なき後の終の棲家◆グループホームの充実(年齢・障害特性に合わせた)◆短期入所施設の充実	◆保護者への支援 ◆学校卒業後の受け皿整 備
医療	◆医療環境の充実 ◆医療費の助成		
移動	◆バリアフリー化促進◆移動支援の充実	◆移動支援サービスの拡 大・充実	
居場所• 日中支援	◆短期入所 ◆障がい者の居場所	◆短期入所・サービスの充実◆放課後デイサービスの充実	
生活支援	◆サービス内容の拡 大・充実		
親の高齢化 への対応		◆親なき後に向けたサー ビス取得支援	
防災•減災	◆災害時・避難時の情報 提供 ◆福祉避難所	◆地域との協力体制の確 立	
自立支援法 (総合支援法) 施行後の変化	◆精神障がいに対する支援拡充◆サービスを利用していない人への支援		◆教育機関とサービス事 業所の連携
発達不安の 子どもや 障害児 の教育	◆障がいの早期発見 ◆就学前〜就学へのス ムーズな移行	◆未就学時から就学時への一貫性◆早期発見・早期対応	◆小さい頃からの適切な対応◆未就学時から就学時の一貫性
権利擁護	◆精神障がいに対する 偏見の克服 ◆当事者の積極的な地 域参加	◆若い世代からの障がい 理解教育の徹底 ◆当事者からの情報発信	◆年少期の障害理解教育 ◆合理的配慮に向けた対 応
地域や行政に 対する期待	◆関係機関の連携促進 ◆障がい福祉の充実	◆庁内部局の連携強化	◆庁内部局の連携強化
その他 障がい者福祉 及び施策等 について	◆親への支援		
他団体・他機関 との連携		◆関係機関・団体の連携強 化	◆医療機関との連携強化

3. 検討体制

策定にあたっては、障がい者本人・団体代表者、学識経験者等を含めた大和市障がい者福祉計画審議会を中心に、大和市障害者自立支援協議会の意見を取り入れながら検討するとともに、 障がい者等を対象とした意識調査の実施、障がい者本人・団体、関係機関、事業者等へのヒアリングの実施により幅広い意見の反映に努めています。

- ① 大和市障がい者福祉計画審議会 (全4回) (学識経験者、医療関係者、障がい者本人・団体、事業者、民生委員、教育関係者、 市社会福祉協議会の職員、行政関係者、 計11名)計画策定に関する審議を行っ ています。
- ② 大和市障害者自立支援協議会(定例会3回 事務局会議3回 各部会計4回 全11 回)定例会・事務局会議で骨子案に対する意見聴取を行い、各専門部会でヒアリングによる意識調査を行いました。



4. 策定経過

日程		事項		
	6月30日	第 1 回大和市障がい者福祉計画審議会		
		・(仮称) 大和市障がい者福祉計画の概要について		
		・意識調査の実施について		
		・団体等のヒアリングについて		
		・計画書の構成について		
		・大和市の障がい者の状況について		
	8月5日~8月25日	アンケート調査実施		
	7月17日~9月17日	ヒアリング調査実施		
	10月6日	大和市障害者自立支援協議会第 1 回定例会		
		・(仮称) 大和市障がい(者) 福祉計画について		
中成	10月21日	第2回大和市障がい者福祉計画審議会		
平成26年		• アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題に		
年		ついて		
		・団体等へのヒアリングの概要について		
		・ヒアリング調査結果の概要からみた課題について		
		・市障がい者福祉計画の理念・体系(案)について		
	11月25日	大和市障害者自立支援協議会第2回定例会		
		・(仮称) 大和市障がい(者) 福祉計画について		
		アンケートとヒアリングを踏まえた考察		
		・障がい者福祉計画		
	12月9日	第3回大和市障がい者福祉計画審議会		
		・(仮称) 大和市障がい者福祉計画骨子案について		
		・パブリックコメントについて		
	12月15日~1月14日	パブリックコメント実施		
立	3月10日(予定)	第4回大和市障がい者福祉計画審議会		
平成27年		・(仮称) 大和市障がい者福祉計画素案に対するパブリッ		
7 年		クコメントについて		
'		・(仮称) 大和市障がい者福祉計画案について		

5. 大和市障がい者福祉計画審議会委員名簿

氏名(敬称略)	分野
◎鈴木 敏彦	学識経験者
〇関水 正之	医療関係者
馬場を智志	教育関係者
佐藤 倫孝	障がい福祉に関する事業者
内藤 則義	障がいのある市民又は家族
春日 惠美子	障がいのある市民又は家族
田村 桂子	障がいのある市民又は家族
井上 郁子	関係行政機関の職員
仲嶋 久義	関係行政機関の職員
村元 良悦	社会福祉協議会の職員
田所 武雄	民生委員

◎会長、○会長職務代理

大和市障がい者福祉計画 (障がい者福祉計画・障がい福祉計画)

発行年月 平成27 (2015) 年 3月

編集・発行 大和市 健康福祉部 障がい福祉課

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

電話 046-260-5665